

第1期
ふじさきこどもプラン
(藤崎町こども計画)

令和8年3月
青森県藤崎町

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象	4
5. 計画の策定体制	4
第2章 こども・若者や子育て家庭の現状等	6
1. 人口等の状況	6
2. こども・子育てを取り巻く環境	10
3. アンケート調査結果の概要	13
4. 計画の主要課題	22
第3章 計画の基本的な考え方	24
1. 基本的な視点	24
2. 基本理念	26
3. 施策体系	28
第4章 子育て支援施策の展開	29
基本目標1:安心して子育てでき、健やかに子育てができる環境づくり	29
基本目標2:社会性を育む環境づくり	34
基本目標3:こども・若者が大切にされ、幸せに暮らせる環境づくり	37
基本目標4:地域全体でこども・若者を支える環境づくり	40
基本目標5:子育て、子育てを育む環境づくり	43
基本目標6:若い世代が希望を持てる環境づくり	47
第5章 こどもの意見の反映と参加の仕組み	51
1. こどもの意見聴取の実施	51
2. こども参加の場の整備	51
3. 意見の反映とフィードバック	51
4. こどもの権利に関する啓発と環境整備	51
第6章 計画の着実な推進に向けて	52
1. 計画の推進体制	52

2. 計画の達成状況の点検・評価	52
資料編	53
1. 参考法令等	53
2. 条例	72
3. 委員名簿	73

- 「こども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、「こども」を用いている。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合
 - ② 固有名詞を用いる場合(既存の予算事業名や組織名等)
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合
- 年(年度)の表記は、原則として和暦を使用し、第1章のみ長期の経緯を掲載する際には西暦を使用している。
- 「年」の表記は暦年(1月から12月)のことで、「年度」とあるものは会計年度(4月から翌年3月)を指している。

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と趣旨

日本の少子化は加速しており、出生数の減少と合計特殊出生率の低下が続いています。2024年の出生数は約68.6万人、出生率は1.15と過去最低水準となり、2025年はさらに下回ると見込まれています。

少子化の背景には、晩婚化・非婚化、出産年齢の上昇、社会構造的要因、経済的不安定(非正規雇用、住宅費・教育費の負担)、子育てとキャリアの両立困難があり、少子化の影響は、労働力人口の減少、すなわち経済成長の制約、社会保障制度の持続可能性への懸念、地域社会の縮小・過疎化の進行、教育・文化の基盤弱体化に及ぶものであり、社会の持続可能性を脅かす構造的な危機となっています。

国においては、1990年の出生率急落、いわゆる「1.57ショック」を契機に国が本格的に少子化問題を認識して以降、次のような子ども・子育て支援施策を展開してきました。

○国における主な少子化対策○

1994年(策定)	「エンゼルプラン」 保育所整備や育児休業制度の拡充を中心に、子育て支援を強化
1999年(策定)	「新エンゼルプラン」 保育サービスの量的拡充と質の改善を推進
2002年(策定)	「少子化対策プラスワン」 待機児童解消や仕事と子育ての両立支援を強調
2003年(施行)	「少子化社会対策基本法」 国・自治体の責務を明確化し、総合的な少子化対策の枠組みを法制化
2005年(施行)	「次世代育成支援対策推進法」 企業や自治体に行動計画策定を義務付け、ワークライフバランスを推進
2010年(閣議決定)	「子ども・子育てビジョン」 保育の量的拡充と質の向上を目指す
2015年(施行)	「子ども・子育て関連3法」 認定こども園制度の拡充、地域子育て支援拠点の整備

しかしながら、少子化の状況は依然として続いていたことから、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送れる社会の実現を目指して、2023年4月1日に「こども基本法¹」が施行され、「こども家庭庁」設置(子ども政策を一元化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進)、「異次元の少子化対策」(児童手当の拡充、保育・教育費の負担軽減、働き方改革を柱に掲げる)等により、抜本的対策として取り組むこととなりました。

また、「こども基本法」に基づき、こども施策に関する基本的な方針等を定めた「こども大綱²」が2023年12月22日に閣議決定され、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされています。

当町においても、こどもの権利保障やこども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するため、「こども大綱」をはじめとするこども・子育てに関連する法律等を踏まえ、第1期藤崎町こども計画、通称「ふじさきこどもプラン」(以下「本計画」という。)を策定します。

○こども基本法の基本理念○

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



資料:こども家庭庁

¹ 日本国憲法および「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、こどもを権利の主体として位置づけ、こども施策を総合的かつ強力に推進するための基本法として令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。

² これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的方針や重要事項等を一元的に定めたものとなっている。

2. 計画の位置づけ

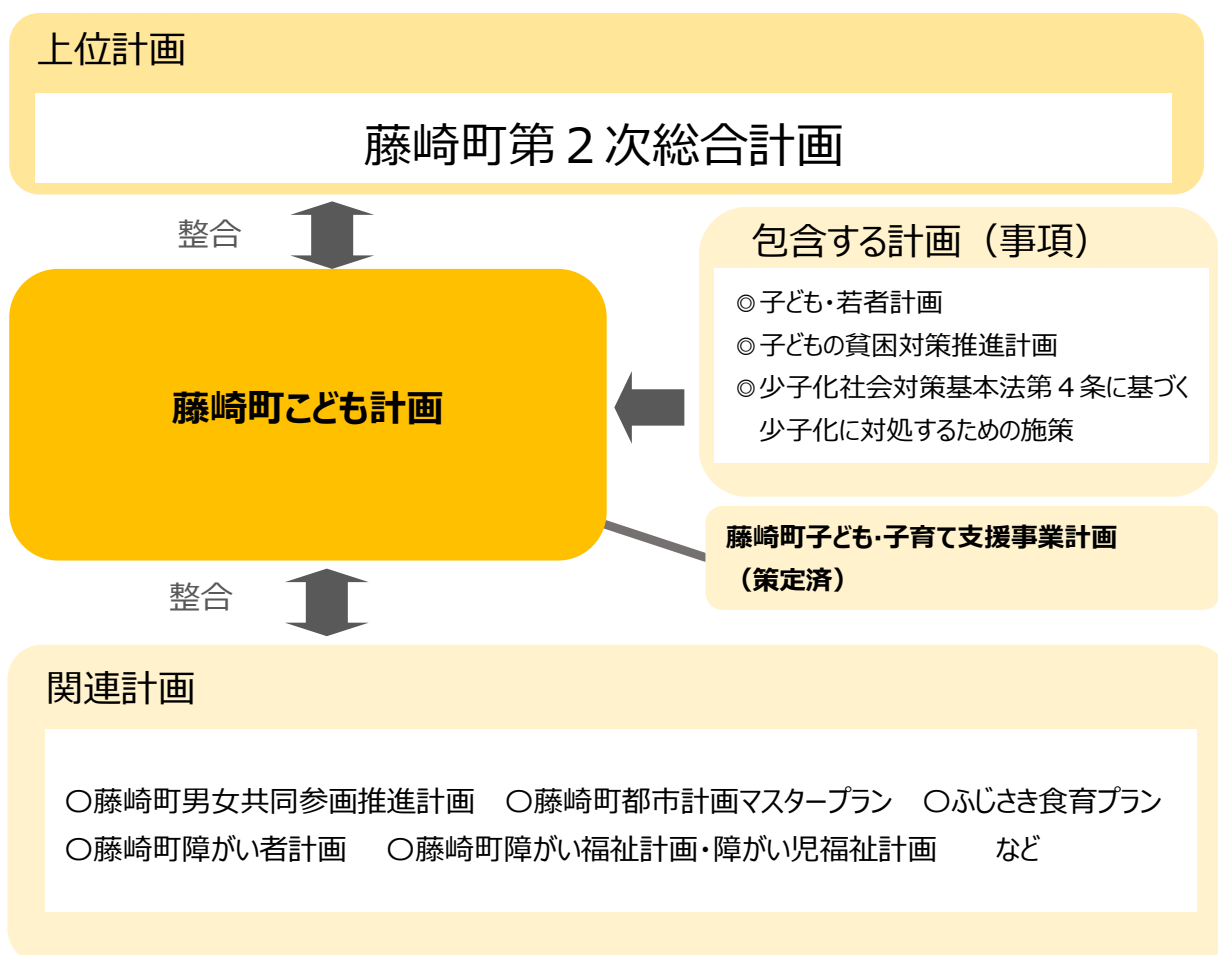
本計画は、「藤崎町総合計画」のこども・子育て施策分野の個別計画であるとともに、「藤崎町地域福祉計画」や「藤崎町障がい者計画」など関連する他の計画と整合性を図りながら、こども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画です。

また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、少子化社会対策基本法第4条に基づく少子化に対処するための施策を包含した計画となっています。

さらに、本計画は、国の「こども大綱」を勘案し策定しており、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。

なお、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指す、「藤崎町子ども・子育て支援事業計画」は2024年に策定済みであり、一部の取組を本計画に掲載しています。

○計画の位置づけ○



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

○計画の期間○



4. 計画の対象

(1) 子ども・子育て会議における審議

本計画の対象は、こども(0歳～概ね15歳まで)と子育て家庭(妊娠・出産期を含む。)及び若者(概ね16歳から概ね39歳まで)を対象とします。

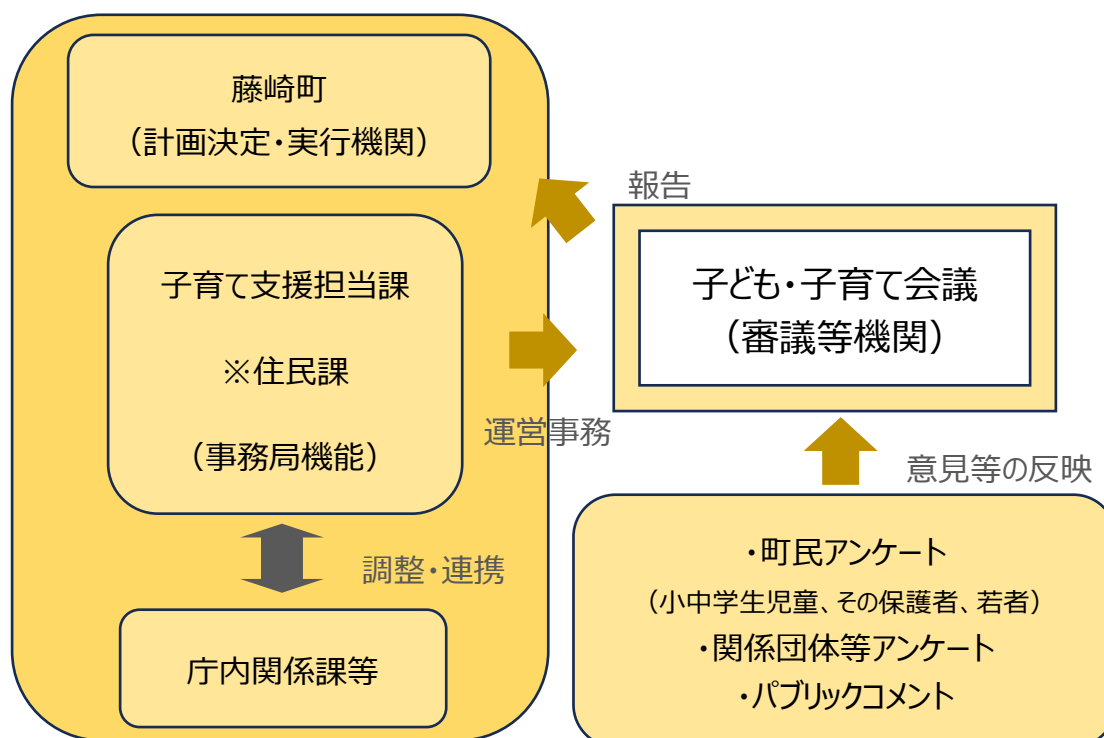
また、取組によっては、町民、地域で活動する団体、企業や事業者等全ての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

5. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議における審議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条に定められている審議等機関として、「藤崎町子ども・子育て会議」(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行います。

○計画の策定体制○



(2)アンケート調査の実施

小学生、中学生とその保護者、若者を対象として、アンケート調査を実施しました。概要は次のとおりです。

○アンケート調査実施概要○

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	小学生(町内の小学校に通う5年生)	112	110	98.2%
	中学生(町内の中学校に通う2年生)	139	128	92.1%
	保護者(小学5年生または中学2年生のお子さんがある保護者)	251	174	69.3%
	子ども・若者(町内に居住する高校生世代～39歳の町民)	1,000	272	27.2%
調査期間	令和7年8～9月			
調査方法	郵送による配布・回収(Web 回答併用) ※学校に在籍している場合は在籍先を通じて配布。			
調査目的	小学生、中学生及びその保護者、若者の子育てに関する意識・意見を把握すること。			

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	関係団体(町内で活動をされている事業者・団体)	25	24	96.0%
調査期間	令和7年8～9月			
調査方法	郵送及びメールによる配布・回収(Web 回答併用)			
調査目的	こどもや子育て当事者、子育て支援団体等を総合的に支援する体制づくりのために必要なことを把握すること。			

第2章 こども・若者や子育て家庭の現状等

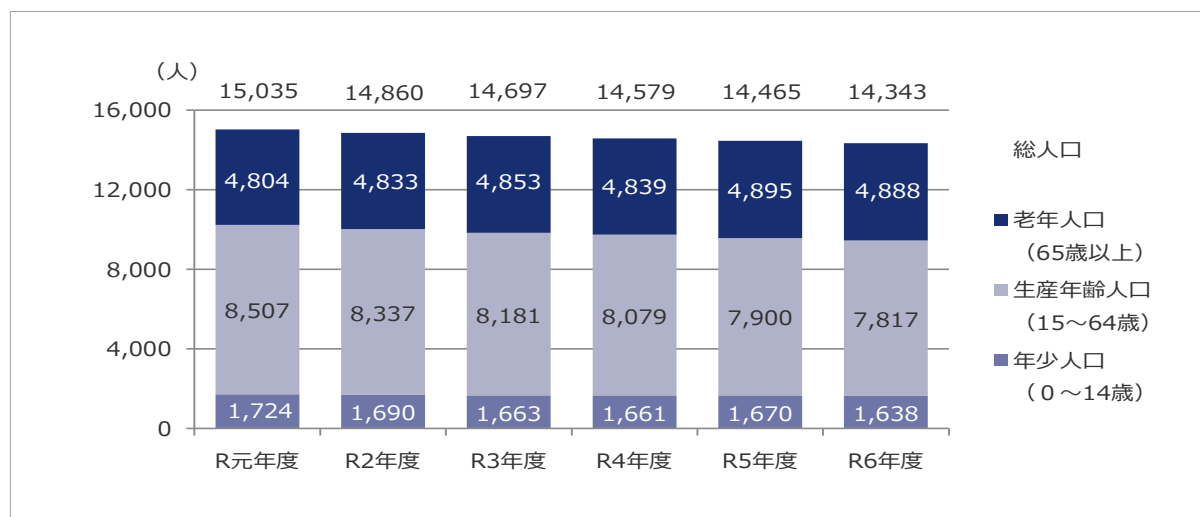
1. 人口等の状況

(1)人口の推移

令和元年度から令和6年度までの人口の推移をみると、総人口は減少傾向で推移し、令和6年度には14,343人となっています。年齢3区分別でみると、生産年齢人口(15～64歳)は一貫して減少している一方で、老年人口(65歳以上)は概ね増加傾向で推移しています。年少人口(0～14歳)については、近年において1,600人台でほぼ横ばいで推移していましたが、令和6年度は前年から32人の減少となっています。

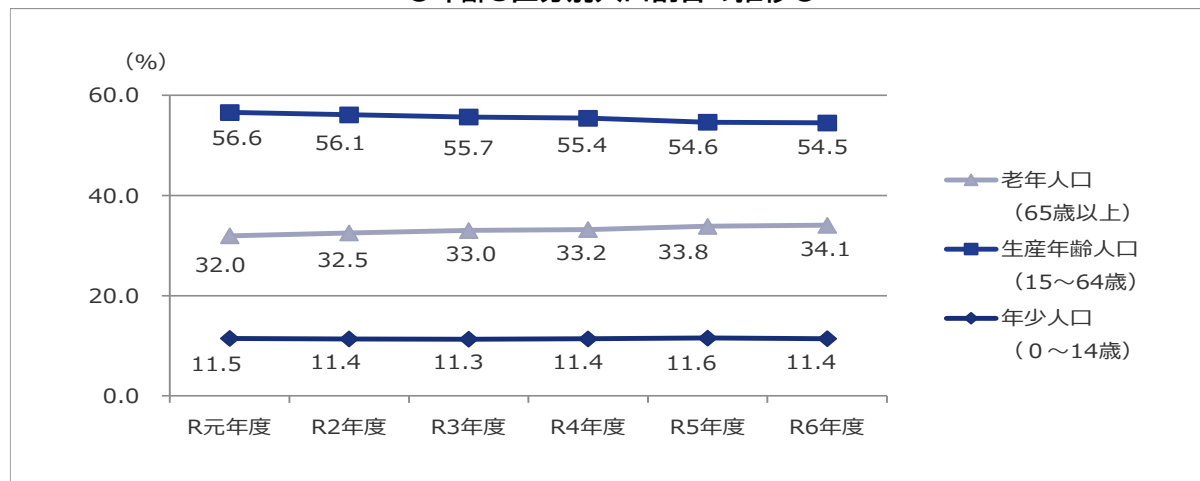
また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、老年人口(65歳以上)は増加傾向で推移している一方、生産年齢人口(15～64歳)は一貫して減少しています。なお、年少人口(0～14歳)については、ほぼ横ばいで推移しています。

○年齢3区分別人口の推移○



資料:住民基本台帳人口(各年10月1日)

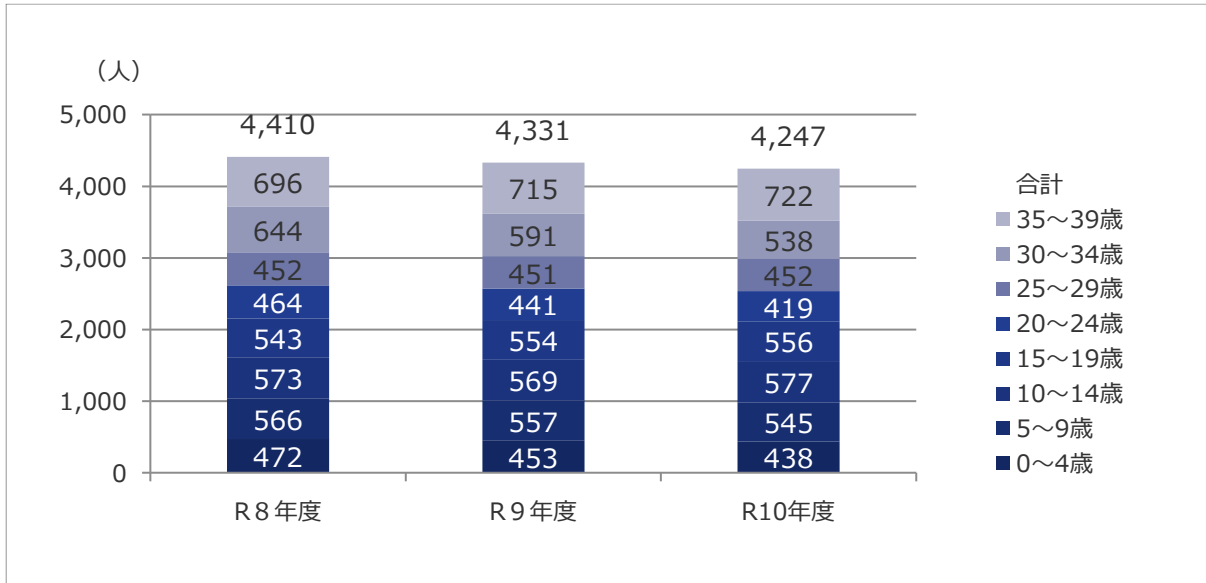
○年齢3区分別人口割合の推移○



資料:住民基本台帳人口(各年10月1日)

0～39歳人口の将来推計をみると、今後も減少傾向で推移することが見込まれます。5歳階層別でみると、35～39歳など増加する階層もありますが、0～4歳、5～9歳、20～24歳、30～34歳の階層は減少し、特に30～34歳の人口の減少幅が多いことが見込まれます。

〇〇～39歳人口の将来推計〇

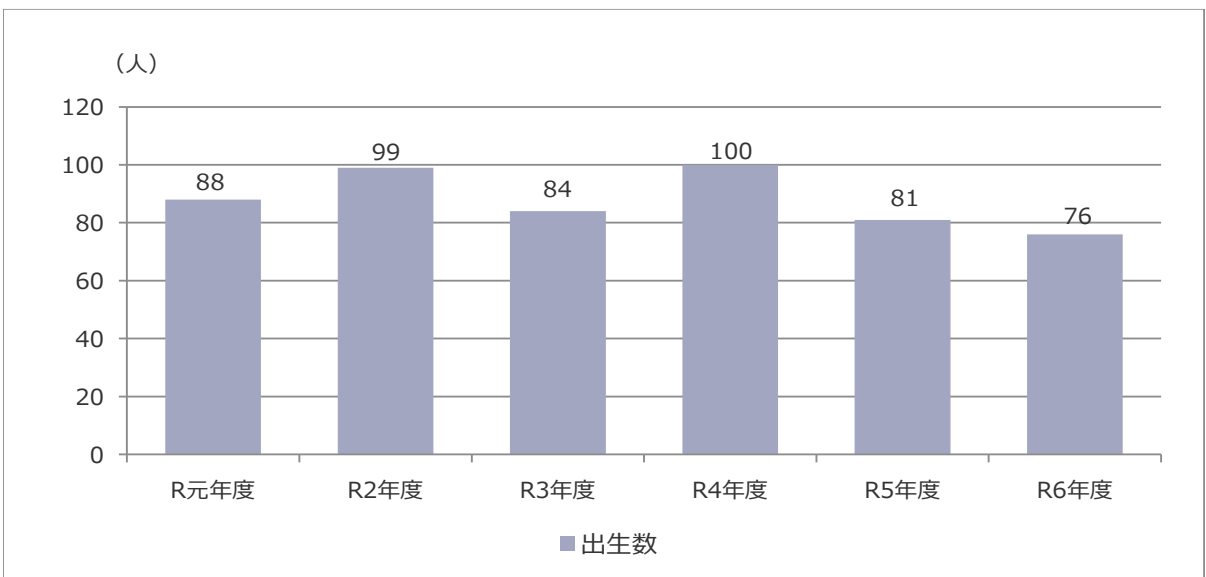


資料：住民基本台帳人口(各年10月1日)に基づく推計

(2)出生数の推移

令和元年度以降の出生数は、増加と減少を繰り返して90人前後で推移していましたが、令和6年度には前年度に引き続き減少し、76人となっています。

〇出生数の推移〇

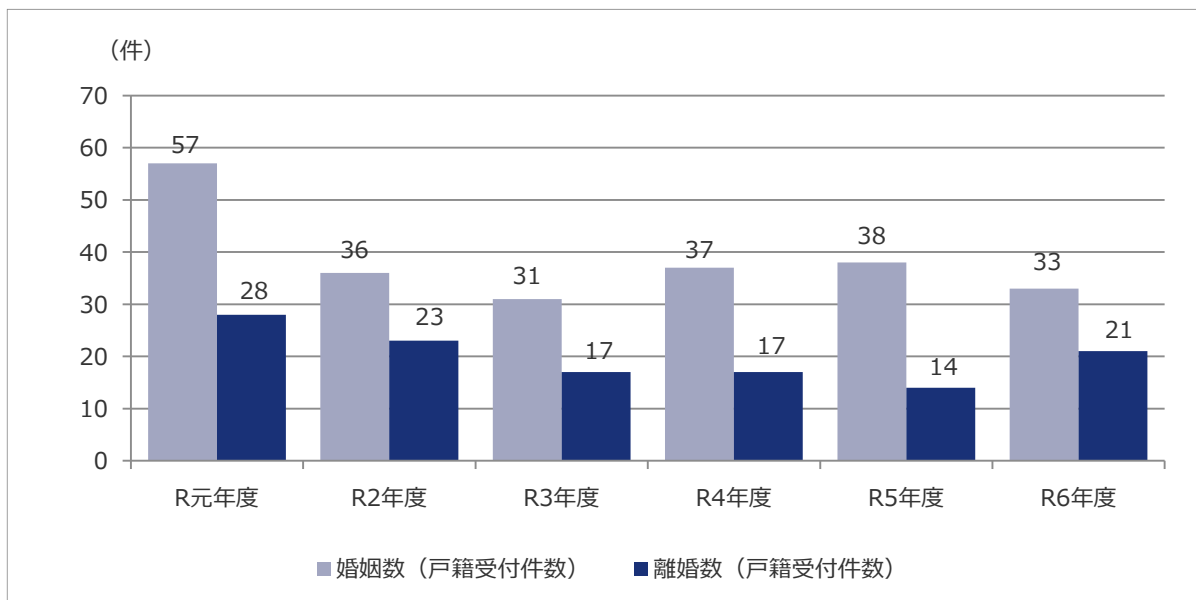


資料：住民基本台帳(各年10月1日)

(3) 婚姻等の状況

令和元年度以降の婚姻数についてみると、令和元年度の57件をピークに減少し、近年は30件台で推移しています。また、離婚数は概ね減少傾向にありましたが、令和6年度には増加に転じ、21件となっています。

○婚姻数・離婚数の推移○

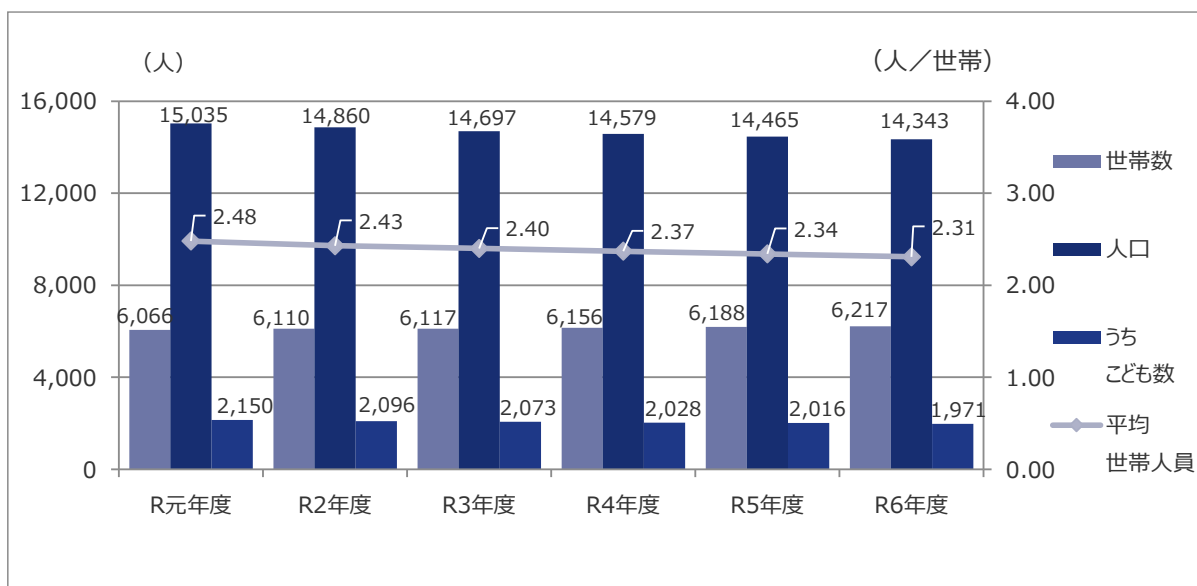


資料:人口動態統計

(4) 世帯の推移

当町の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、世帯数は増加していますが、平均世帯人員、こども数はともに減少傾向にあります。(こども数は0～18歳未満で集計)

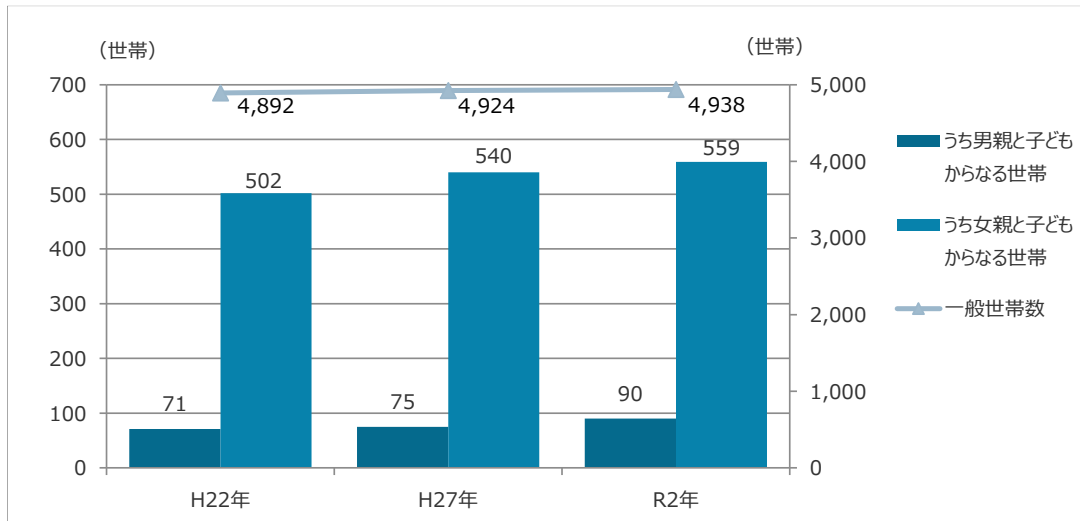
○世帯数と平均世帯人員数の推移○



資料:住民基本台帳(各年10月1日)

また、ひとり親世帯数の推移をみると、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯ともに増加傾向にあります。

○ひとり親世帯数の推移○

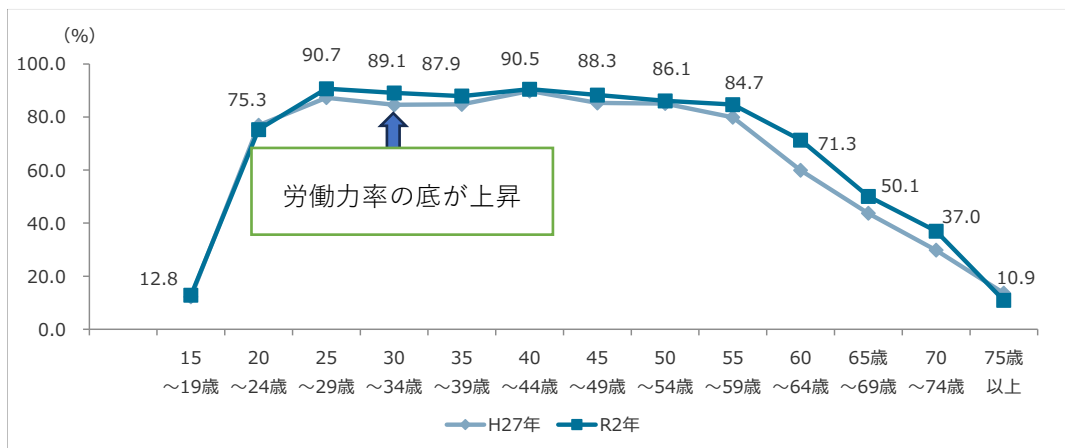


資料:国勢調査

(5)女性の年齢別労働力率

当町における女性の労働力率をみると、結婚・出産の時期に退職して、育児が落ち着いた時期に復帰するといったいわゆるM字カーブは緩和し、台形になりつつあることがうかがえます。

○女性の労働力率の推移○

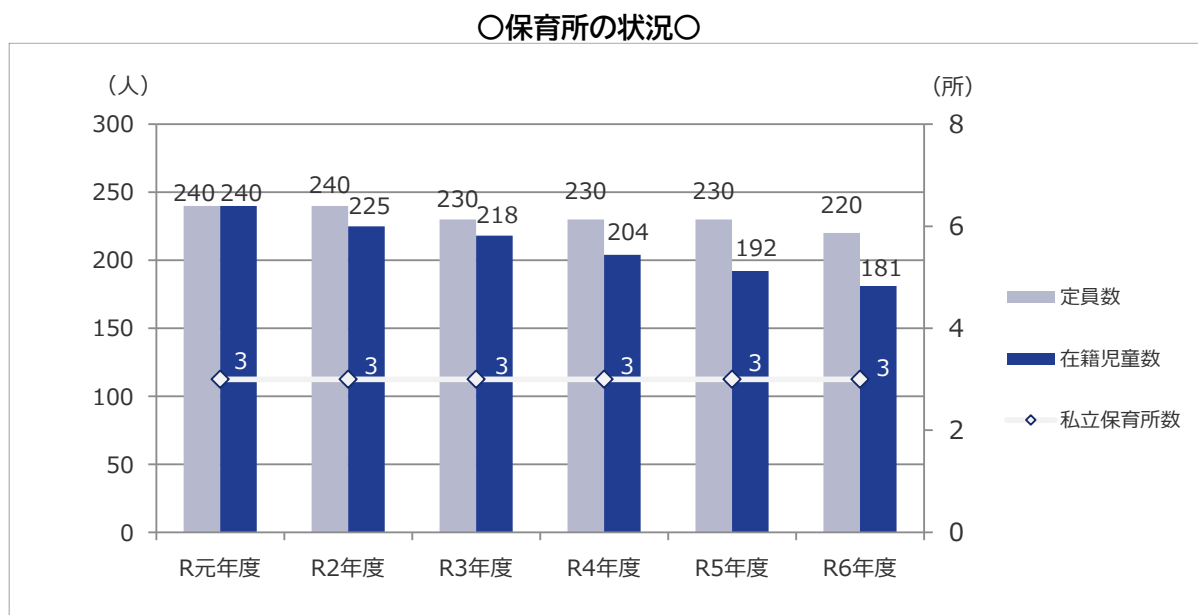


資料:国勢調査

2. こども・子育てを取り巻く環境

(1) 保育所の状況

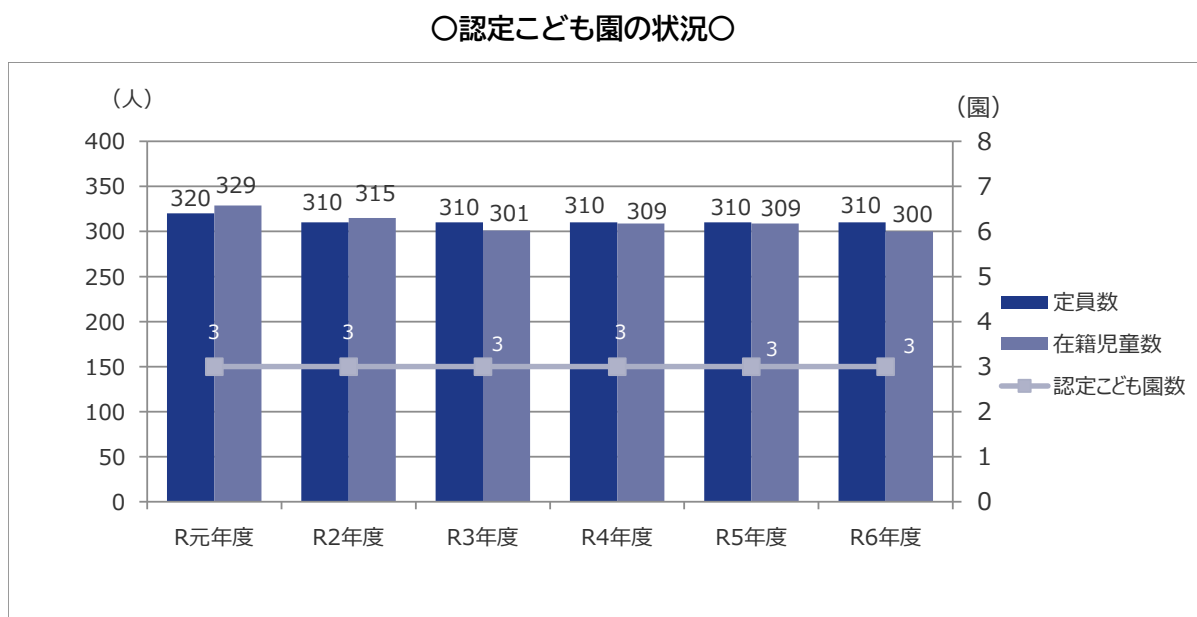
当町における保育所は、令和6年度において私立保育所が3所で、定員数は220人、在籍児童数は181人となっています。



資料：保育所等利用待機児童数調査(各年10月1日)

(2) 認定こども園の状況

当町における認定こども園は、令和6年度において3園で、定員数は310人、在籍児童数は300人となっています。

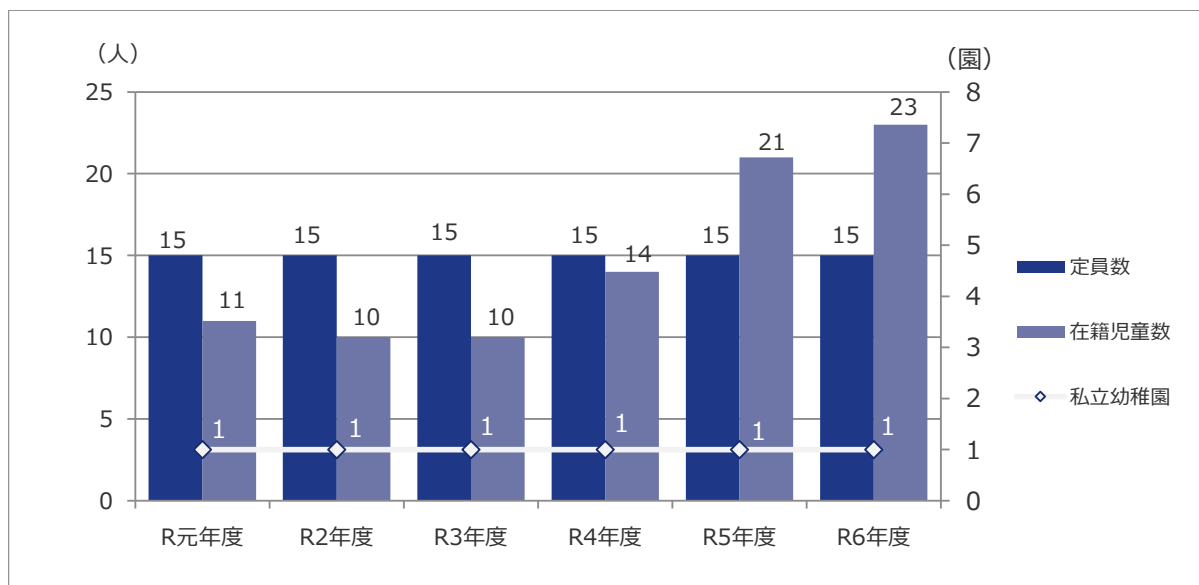


資料：保育所等利用待機児童数調査(各年10月1日)

(3) 幼稚園の状況

当町における幼稚園は、令和6年度において1園で、在籍児童数は近年において増加傾向にあり、23人となっています。

○幼稚園の状況○

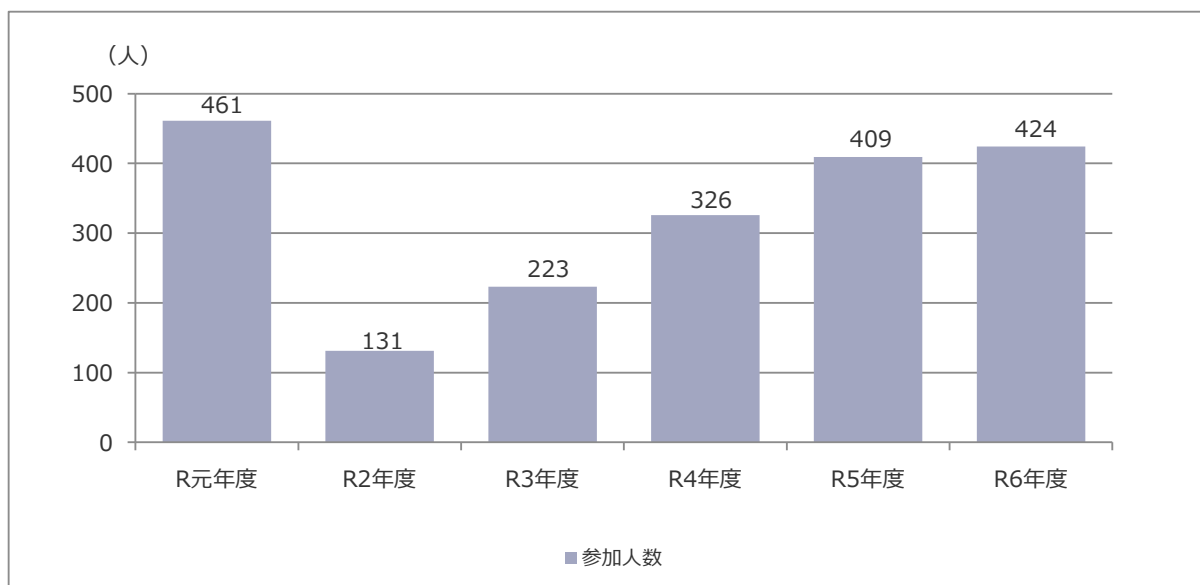


資料:住民課調べ(各年10月1日)
※町外児童含む

(4) 放課後子ども教室事業の状況

当町においては2か所において放課後子ども教室事業を実施しており、新型コロナウイルスの影響による事業の縮小等により、令和2年度は大きく減少しましたが、その後は増加しており、令和6年度には参加人数は424人となっています。

○放課後子ども教室事業の状況○

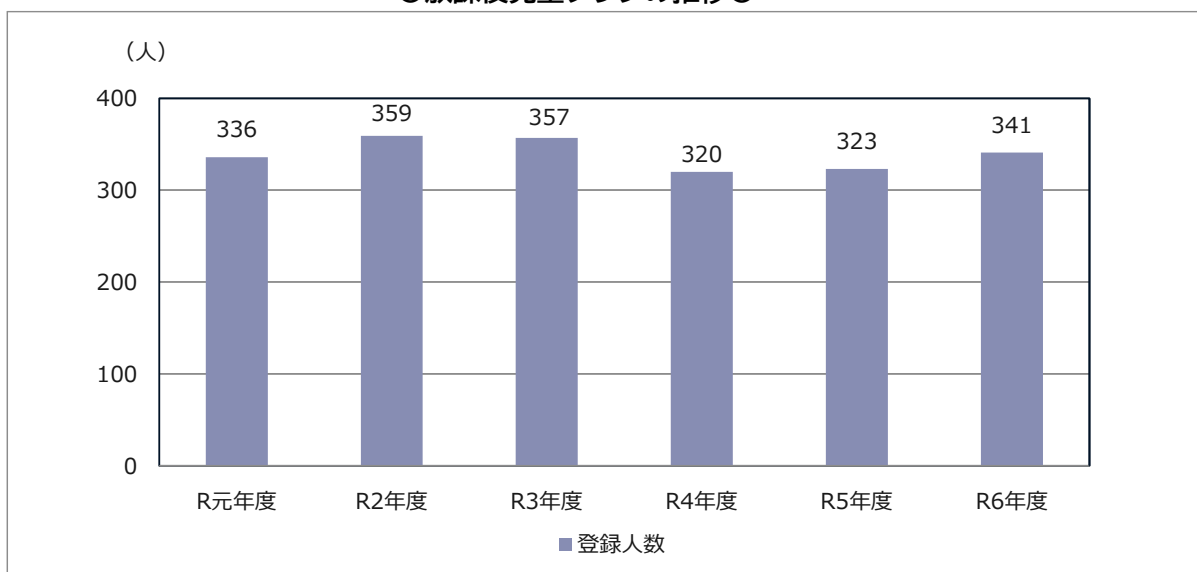


資料:文化センター調べ

(5)放課後児童クラブの推移

当町における放課後児童クラブについては、令和元年度以降、概ね増加と減少を繰り返し推移していましたが、近年は増加傾向にあり、令和6年度には341人の利用となっています。

○放課後児童クラブの推移○

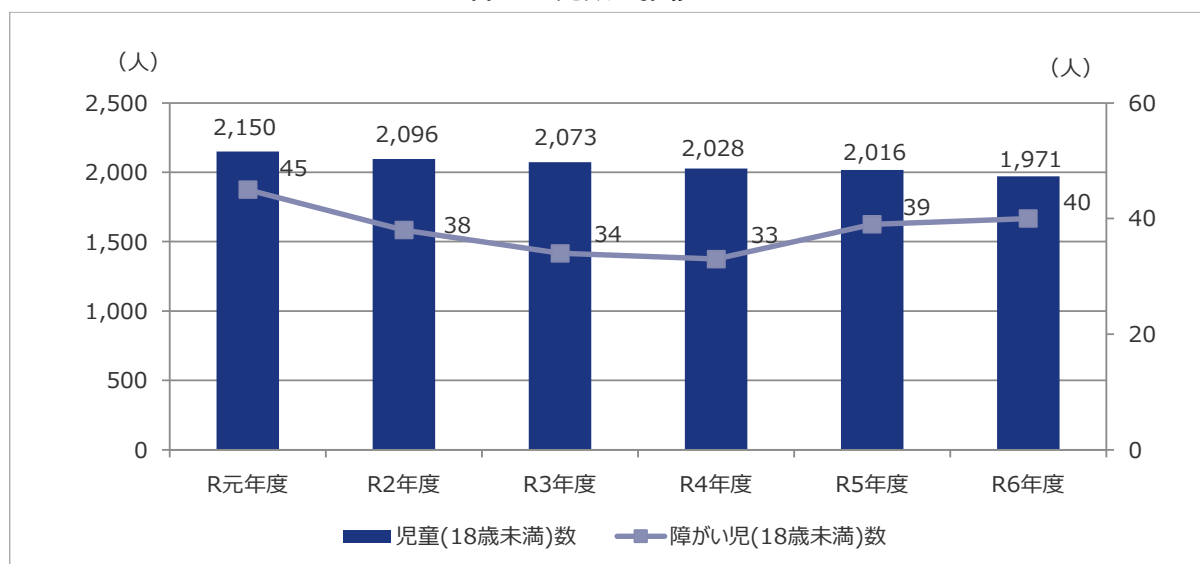


資料:住民課調べ(各年4月1日)

(6)障がい児数の推移

当町における障がい児(18歳未満)数は、令和元年度から令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度に増加に転じ、令和6年度には40人となっています。

○障がい児数の推移○

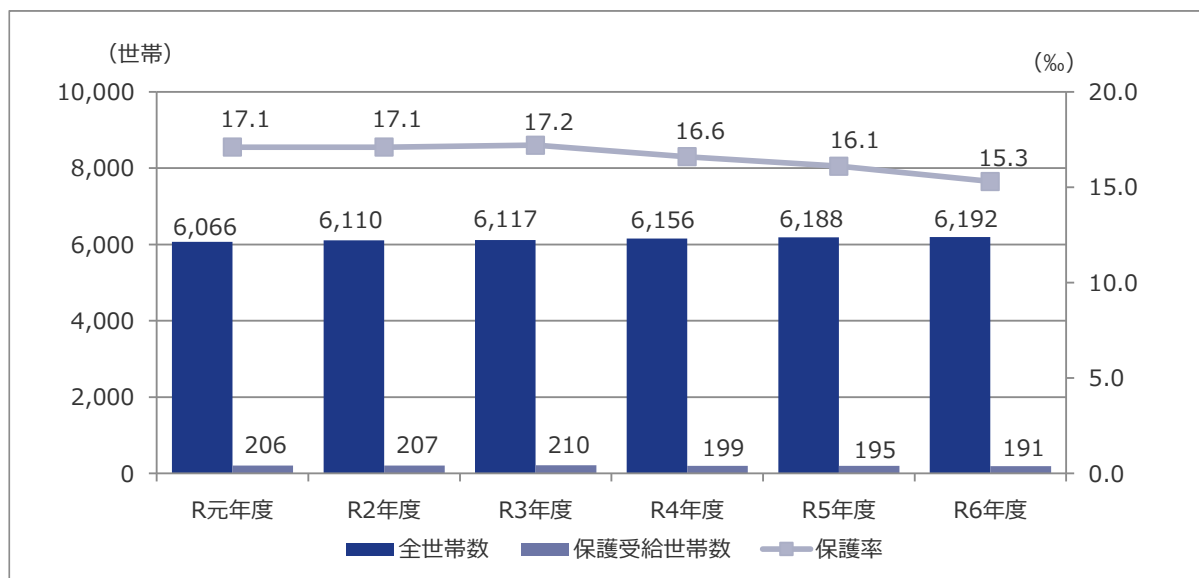


資料:福祉課調べ(各年4月1日)

(7)生活保護世帯数の推移

当町における令和元年度以降の生活保護受給世帯数は、200世帯前後で推移しており、令和6年度には191世帯となっています。また、保護率は近年において減少傾向で推移しており、令和6年度には15.3%となっています。

○生活保護世帯数の推移○



資料：福祉課調べ(各年4月1日)

(8)こども食堂・学習支援

当町における令和6年度のこども食堂は2か所、学習支援は1か所で実施しています。

3. アンケート調査結果の概要

(1)数値の基本的な取り扱いについて

本調査は、「藤崎町こども計画」(令和8年度～令和11年度)策定のための基礎資料として、対象となる児童、生徒、その保護者、若者の生活実態等の把握、また、関係団体等の活動状況等を把握することを目的に実施したものです。

○比率は全て百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%を上下する場合があります。

○基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。

○質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い問であり、従って各回答の合計比率は100%を超える場合があります。

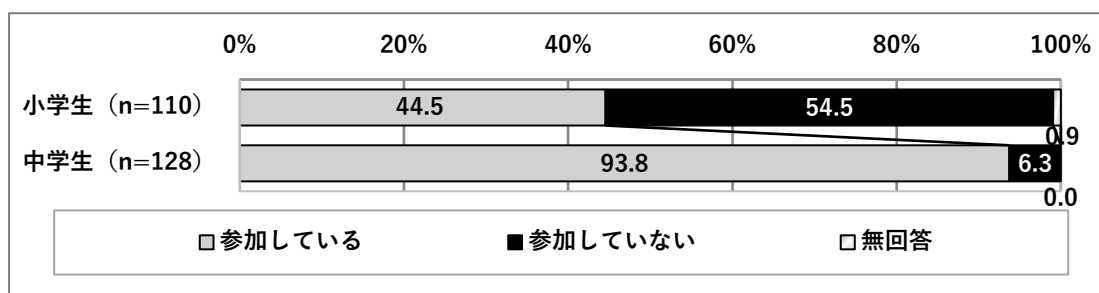
(2)調査結果の概要

①地域のスポーツクラブや文化クラブへの参加状況(小学生・中学生)

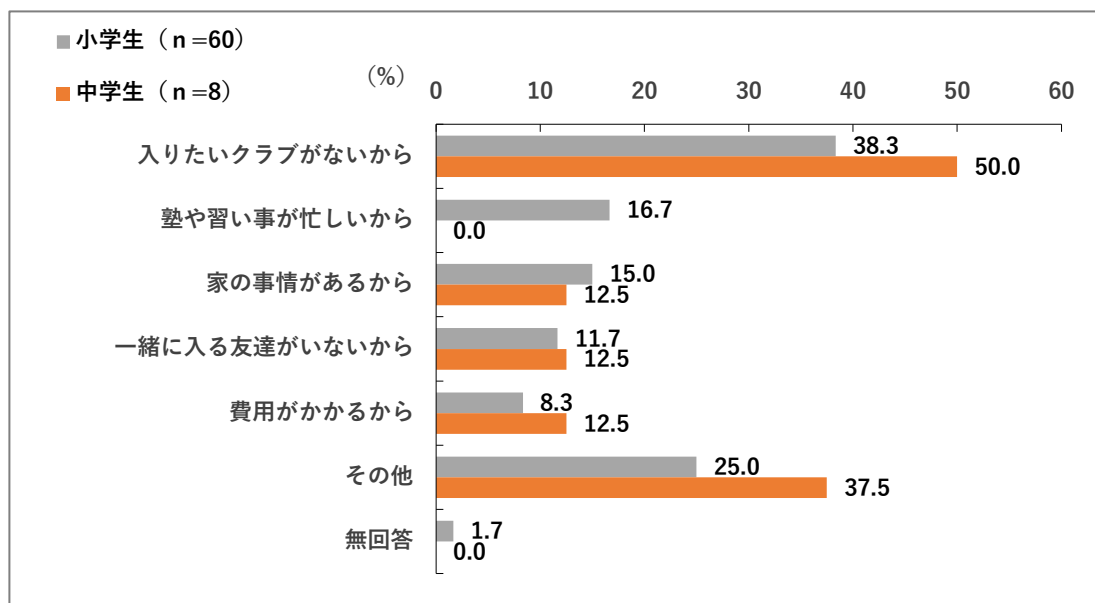
地域のスポーツクラブや文化クラブに参加しているかについては、「参加している」が小学生では44.5%、中学生では93.8%となっています。

参加していない理由については、小学生、中学生ともに「入りたいクラブがないから」が第1位となっています。

○地域のスポーツクラブや文化クラブに参加しているか○



○参加していない理由○

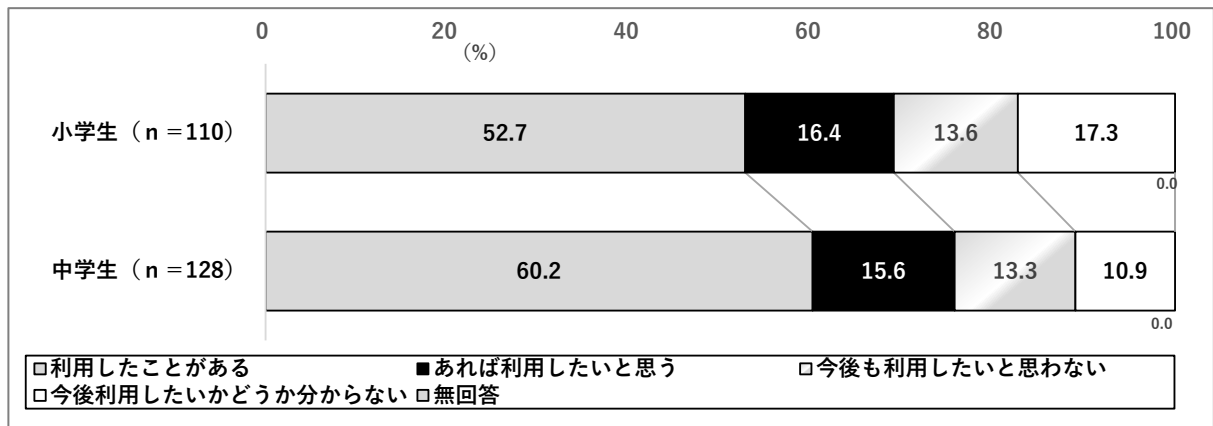


②施設の利用意向(小学生・中学生)

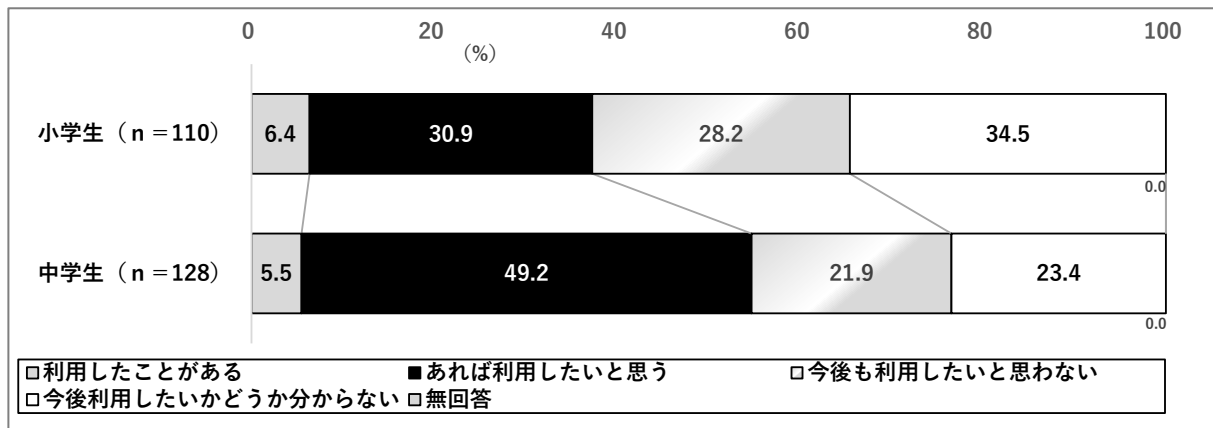
「放課後や休日を過ごすことができる場所」の利用意向については、「あれば利用したいと思う」が小学生では16.4%、中学生では15.6%となっています。

また、「自分や家族のことを相談できる場所」の利用意向については、「あれば利用したいと思う」が小学生では30.9%、中学生では49.2%となっています。

○放課後や休日を過ごすことができる場所○



○自分や家族のことを相談できる場所○

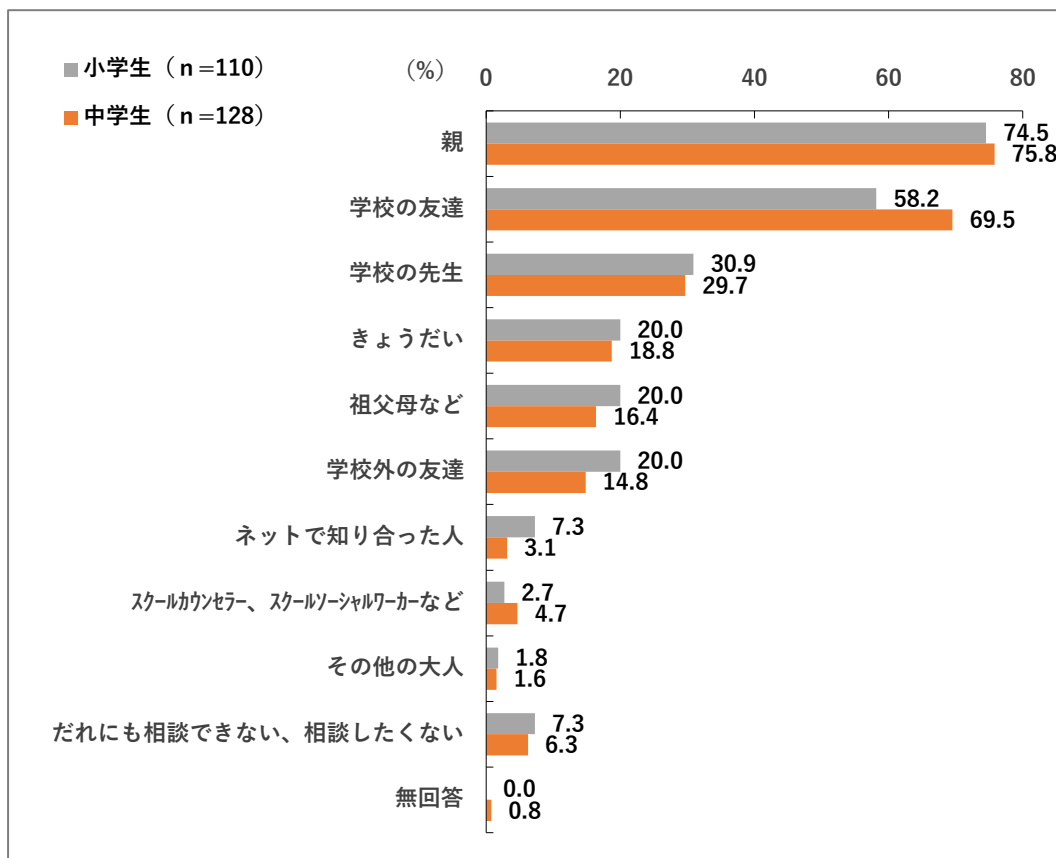


③困りごとや悩みの相談相手(小学生・中学生)

困りごとや悩みを相談できると思う人については、小学生、中学生ともに「親」と「学校の友達」が上位となっています。

なお、「だれにも相談できない、相談したくない」は小学生では 7.3%、中学生では 6.3%でした。

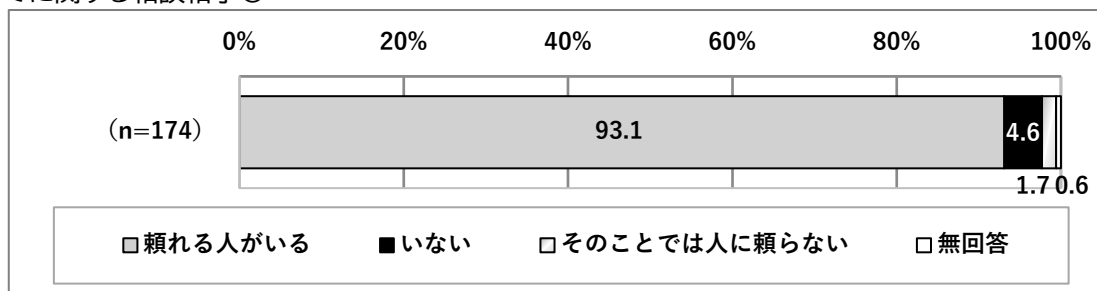
○困りごとや悩みを相談できると思う人○



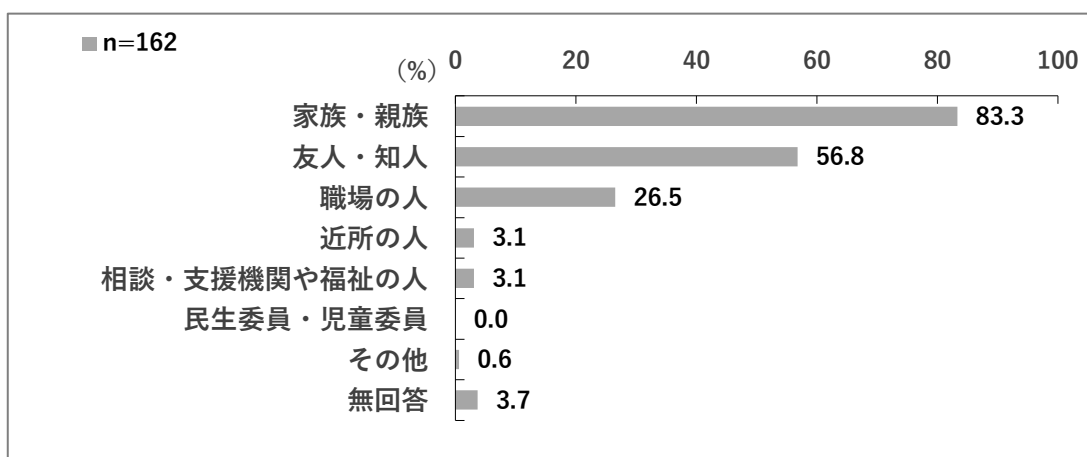
④子育てに関する相談相手(保護者)

子育てに関する相談相手については、「頼れる人がある」(93.1%)、「いない」(4.6%)、「そのことでは人に頼らない」(1.7%)となっています。また、頼れる人は、「家族・親族」(83.3%)が最も多くなっています。

○子育てに関する相談相手○



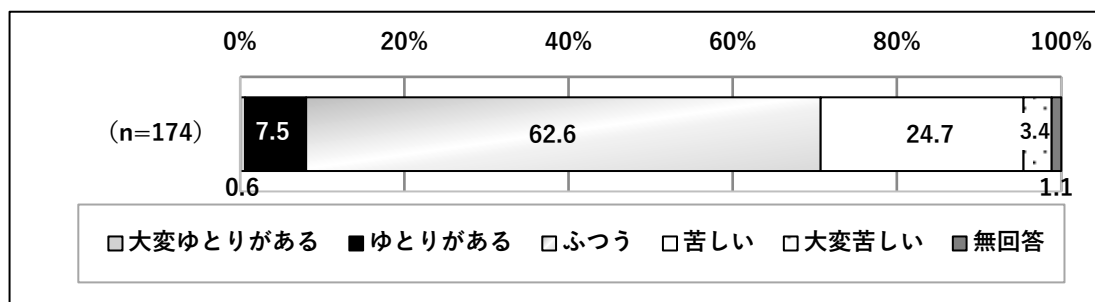
○子育てに関する相談相手として頼る人○



⑤現在の暮らしの状況(保護者)

現在の暮らしの状況については、「ふつう」(62.6%)が最も多く、以下「苦しい」(24.7%)、「ゆとりがある」(7.5%)、「大変苦しい」(3.4%)、「大変ゆとりがある」(0.6%)となっています。なお、「苦しい」と「大変苦しい」をあわせた“苦しい”は28.1%となっています。

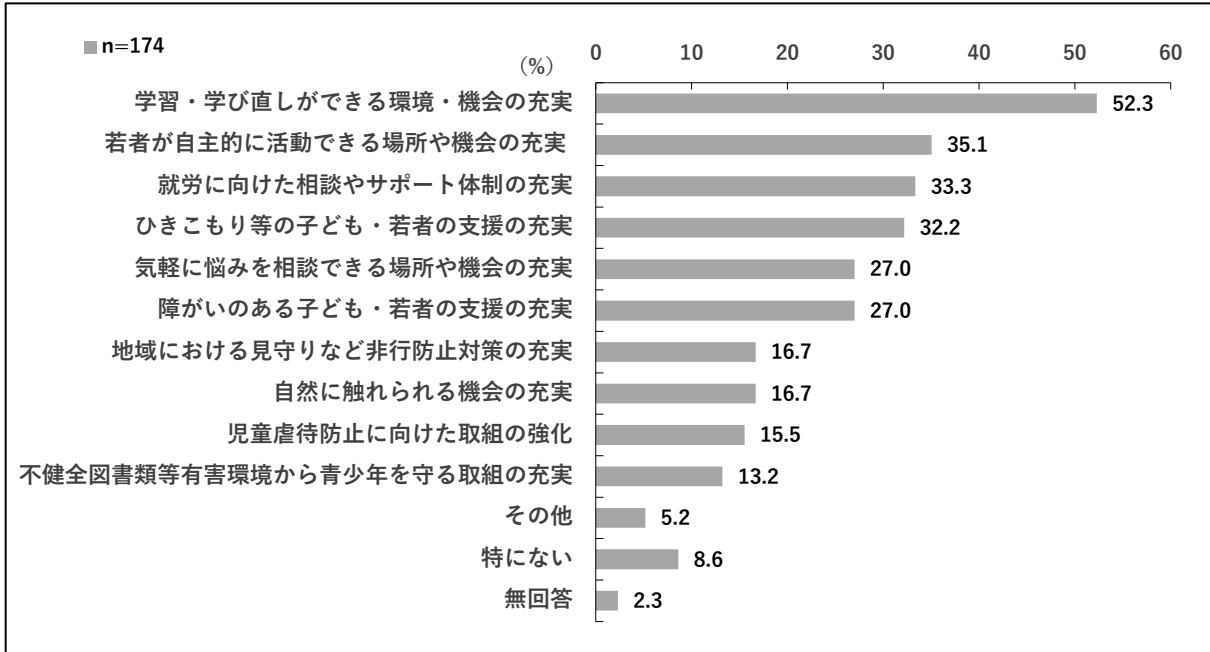
○現在の暮らしの状況○



⑥町が特に取り組むべきこと(保護者)

町が特に取り組むべきことについては、「学習・学び直しができる環境・機会の充実」が第1位、次いで「若者が自主的に活動できる場所や機会の充実」、「就労に向けた相談やサポート体制の充実」等の順となっています。

○町が特に取り組むべきこと○

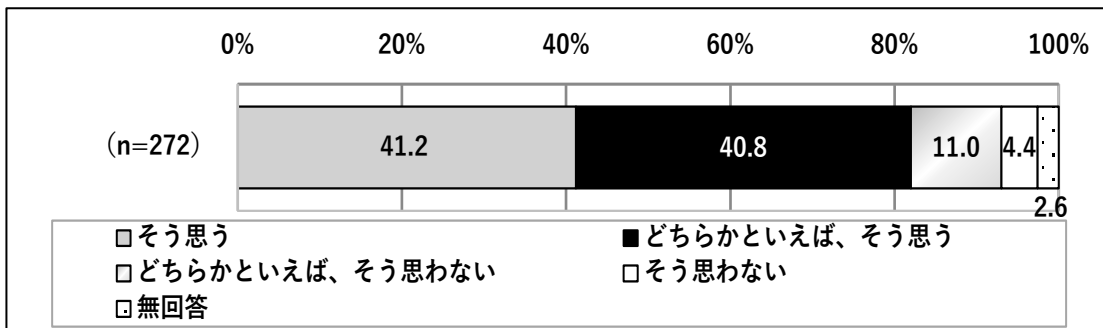


⑦現在の暮らしの状況(こども・若者)

自分が幸せだと思うかについては、「そう思う」(41.2%)が最も多く、以下「どちらかといえば、そう思う」(40.8%)、「どちらかといえば、そう思わない」(11.0%)、「そう思わない」(4.4%)となっています。

なお、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」をあわせた“そう思う”は、82.0%となっています。

○自分が幸せだと思うか○

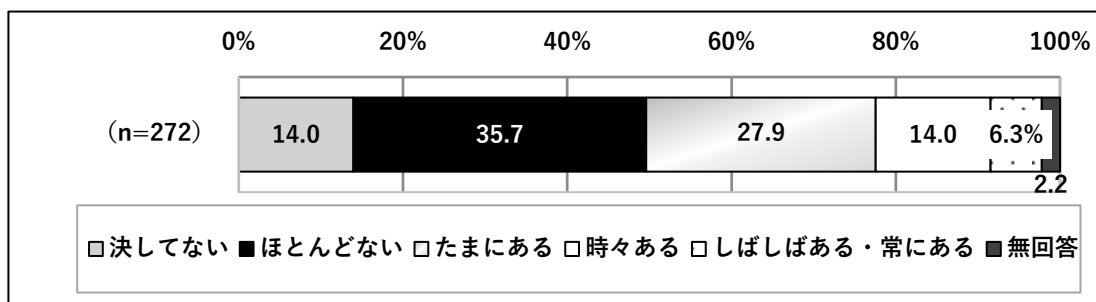


⑧自分は孤独であると感じるか(こども・若者)

自分は孤独であると感じるかについては、「ほとんどない」(35.7%)が最も多く、以下「たまにある」(27.9%)、「決してない」・「時々ある」(同率 14.0%)、「しばしばある・常にある」(6.3%)となっています。

なお、「決してない」と「ほとんどない」をあわせた“ない”は 49.7%、また、「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」をあわせた“ある”は 48.2%となっています。

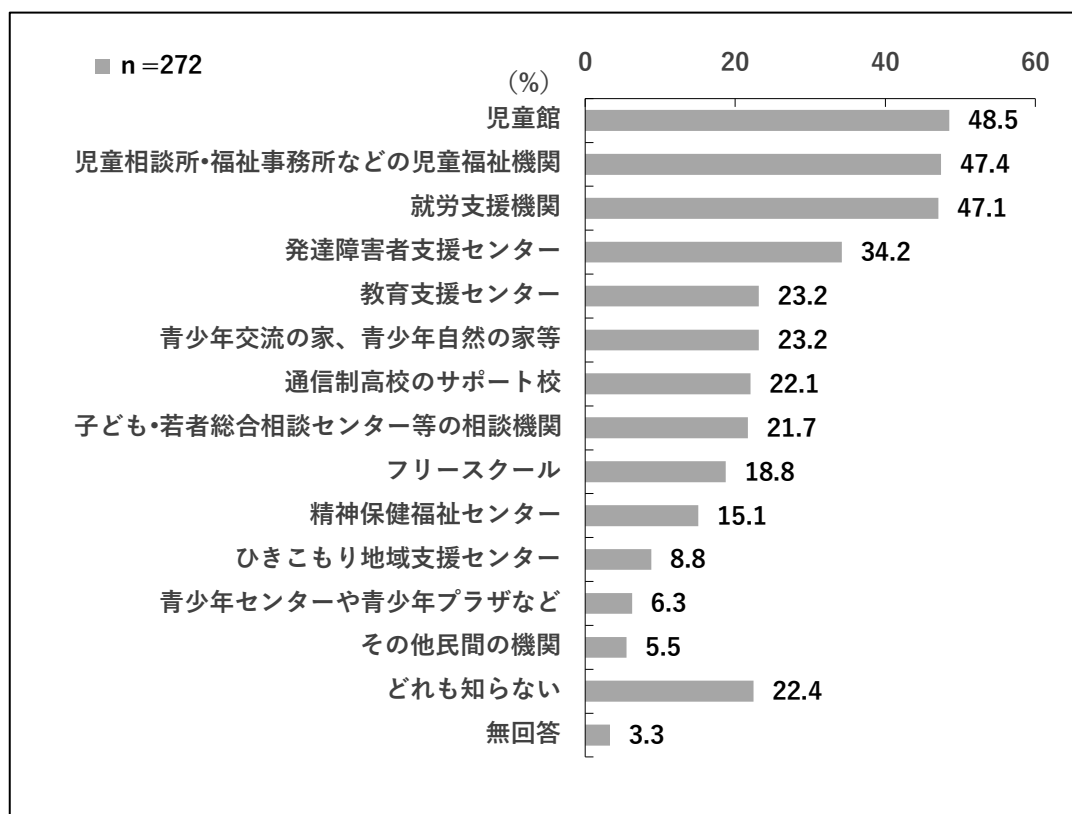
○自分は孤独であると感じるか○



⑨知っている育成支援機関等(こども・若者)

知っている育成支援機関等については、「児童館」が第1位、次いで「児童相談所・福祉事務所などの児童福祉機関」、「就労支援機関」等の順となっています。なお、「どれも知らない」が 22.4%でした。

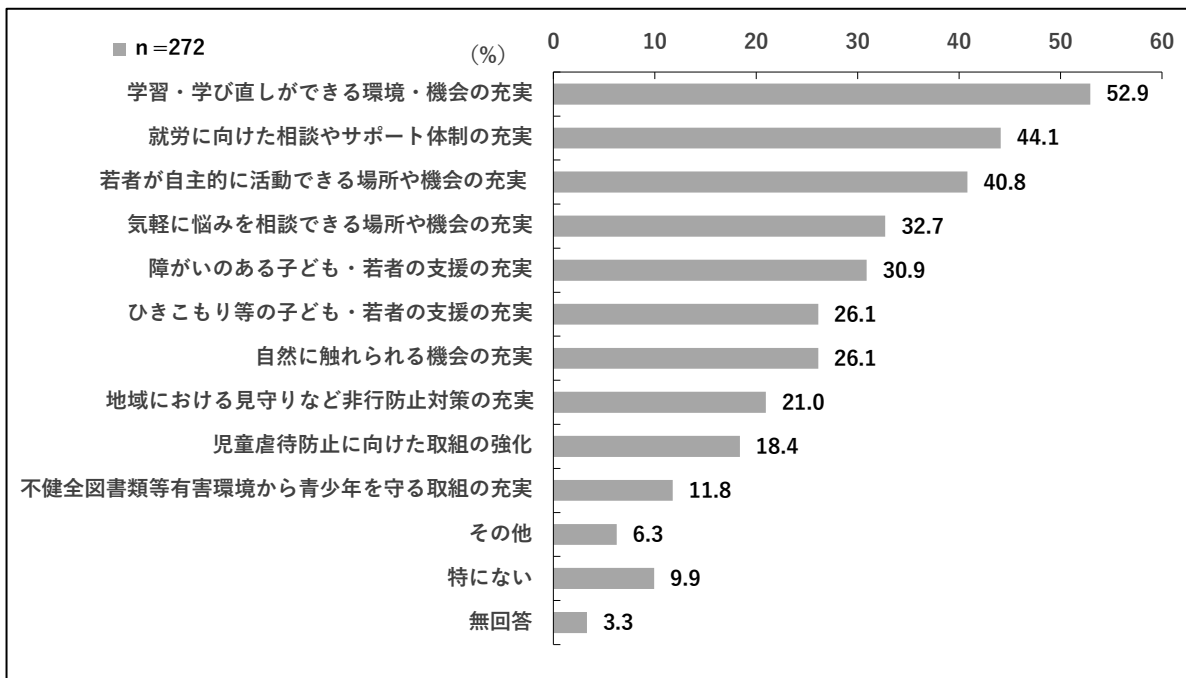
○知っている育成支援機関等○



⑩町が特に取り組むべきこと(子ども・若者)

町が特に取り組むべきことについては、「学習・学び直しができる環境・機会の充実」が第1位、次いで「就労に向けた相談やサポート体制の充実」、「若者が自主的に活動できる場所や機会の充実」等の順となっています。

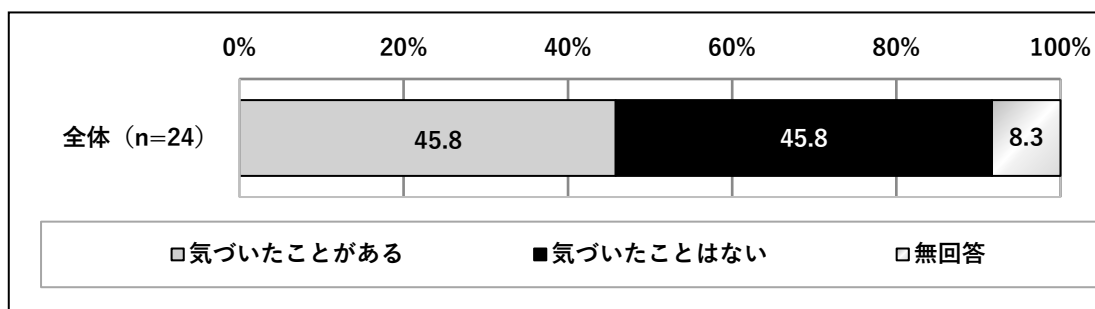
○町が特に取り組むべきこと○



⑪児童虐待が疑われるケースに気づいたこと(関係団体)

児童虐待が疑われるケースに気づいたことについては、「気づいたことがある」・「気づいたことはない」(同率 45.8%)となっています。

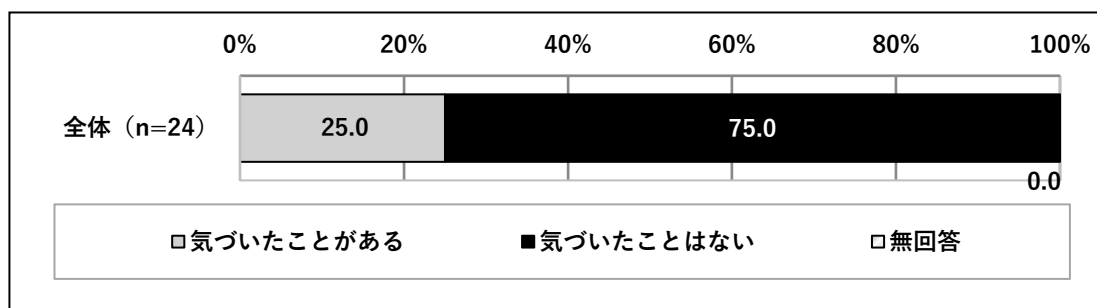
○児童虐待が疑われるケースに気づいたこと○



⑫ヤングケアが疑われるケースに気づいたこと(関係団体)

ヤングケアが疑われるケースに気づいたことについては、「気づいたことはない」が75.0%、一方、「気づいたことがある」が25.0%となっています。

○ヤングケアが疑われるケースに気づいたこと○



4. 計画の主要課題

当町の現状及びこども・子育てを取り巻く環境、アンケート調査結果等をもとに、当町のこども・子育て支援の主要課題をまとめると、次のとおりとなります。

(1) 子育て環境の充実

共働き世帯が一般的となっている現状において、保護者が安心して就労しながら子育てできる環境の整備は重要な課題です。そのためには、保育施設の充実・拡充及び保育人材の確保が不可欠であり、あわせて子育て家庭の経済的負担を軽減するための各種支援の充実が求められます。

さらに、近年の出生数が減少傾向で推移する中、当町で安心してこどもを生み育てることができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うためには、母子保健や福祉、教育等の分野が十分に連携する必要があるため、さらなる連携強化が求められています。

地域に目を向けると、核家族化や地域コミュニティの希薄化によって子育て家庭が孤立しやすくなり、育児不安や虐待の深刻化につながるおそれがあるため、地域社会全体で子育てを支える仕組みの再構築が求められています。

(2) 生まれ、育った環境により制限されることのない環境づくり

こどもの貧困は教育格差を生み出し、低所得世帯では学習や体験の機会が制限されるため、学力の低下や自己肯定感の喪失につながると指摘されています。また、家庭の経済状況によって習い事や体験活動、デジタル機器へのアクセスに差が生じることで、体験格差やIT格差が拡大する可能性があります。特にひとり親世帯では、母子世帯の平均年収が低い傾向にあり、安定した就業環境の整備や経済的支援の強化が重要な課題となっています。

こどもたちが平等に教育や体験の機会を得られるよう、社会全体で経済的負担を軽減する仕組みづくりが求められています。

さらに、成育環境等によって差別的な扱いを受けることがないようにし、虐待やいじめ、暴力からこどもを守り、救済することも重要な課題となります。

(3)こども・若者が希望を持てるまちづくり

こども・若者の意識調査では、自分が幸せだと思うかについては、“そう思う”(「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計)は、82.0%と高くなっている一方で、1割台ながらも、“そう思わない”(「どちらかといえば、そう思わない」、「そう思わない」の合計)と回答している若者がいます。

こどもの幸福を実現するためには、こども自身への支援だけでなく、家庭環境の整備や親子の健全な関係づくりを支えることが欠かせません。家族全体を対象とした包括的な支援を行うことで、こどもが安心して過ごせる居心地の良い家庭を築くことができます。そのためには、家庭に対する適切なサービスの提供や積極的な働きかけが求められます。

また、次代を担うこども・若者が、豊かな人間性を育める教育を推進するとともに、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことができるよう支援を進める必要があります。

さらに、こども・若者の教育や成長を地域社会全体で支える仕組みづくりや、悩みや不安を抱えたこども・若者に寄り添える環境を充実する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本的な視点

(1) こどもの権利を尊重した取組

こどもは、生まれながらに権利の主体であり、保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく存在です。その多様な人格や個性を尊重し、意見表明や社会参画、自己選択・自己決定・自己実現の機会を保障することが求められます。社会は「こどもとともに」という姿勢を持ち、こどもの「今」と「これから」にとって最善の利益を実現するために、自己実現を後押ししていく必要があります。そのためには、こどもや若者、そして子育て当事者の視点を尊重し、意見を聞きながら対話を通じてともに進めていくことが大切です。

(2) 分野横断的な支援体制の構築

こどもの貧困、孤立、虐待、不登校等、こどもを取り巻く複雑化した問題への対応においては、専門性のみならず分野横断的支援が重要となっています。専門分野ごと、対象年齢ごとに様々な取組が進められがちですが、分野や年齢に関わらず、ワンストップの相談窓口の充実及び、庁内関係課はもとより、関係機関、民間団体等との連携を密にした支援体制の構築により、こども・若者とその家族に寄り添った支援の展開を目指すことが大切です。

(3) ライフステージに対応したきめ細かな支援

こどもや若者は成長の過程で、乳幼児期、学齢期、思春期、青年期といったステージごとに異なる課題やニーズを抱えています。そのため、各ライフステージに応じた支援を行うことで、心身の健やかな発達を促し、自己肯定感や社会的自立を育むことが期待できます。

また、ライフステージを踏まえることで、教育や体験機会の保障、家庭環境の支援、社会参画の促進等を切れ目なくつなげることが可能となり、こどもや若者が安心して未来を描ける基盤を整えることにつながります。

さらに、保護者や地域社会にとっても、成長段階に応じた支援の方向性が明確になり、社会全体でこどもを支える仕組みを構築しやすくなります。こどもや若者の「今」と「これから」を見据え、切れ目のない支援の実現に向けては、ライフステージを意識した取組が大切です。

(4)地域全体での支え合い

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全てのこどもの健やかな成長を支えるという目的を共有し、こどもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たすことが大切です。

(5)こども基本法の目的と統合的なこども支援対策

令和5年に施行されたこども基本法の目的である、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、各種施策の展開を図ることが大切です。

2. 基本理念

こどもが健やかに成長するためには、家庭や地域社会との関係性が不可欠であり、教育・福祉・医療等の分野が連携して支援する必要があります。また、虐待やいじめ、貧困等の課題に直面するこどもを守り、救済することも社会的責務です。

こどもを保護の対象としてだけではなく、生まれながらに権利を持つ主体として尊重することを明確にし、こどもの最善の利益を保障するという国際的・国内的な原則を基盤に、家庭・地域・社会が一体となってこどもを支えるべきであるという考え方にに基づき、本計画の基本理念を次のように定めます。

○基本理念○

**こどもや若者をかけがえのない存在として尊重し、
一人ひとりの個性を認め合い、
安心して未来へ歩めるように支える**

なお、上記の基本理念の実現に向けて次の6つの基本目標を掲げ、当町の子育て支援について、地域とともに取り組みます。「ライフステージを通じた目標」は0～39歳の全ての年齢を通じた目標であり、「ライフステージごとの目標」は、主に乳幼児期、若者といったステージに応じた目標です。

ライフステージを通じた目標

基本目標1:安心して子育てでき、健やかに子育てができる環境づくり

全ての子育て家庭が安心して子育てできるよう、関係機関・地域との連携を強化し、子育て支援事業の充実を目指します。放課後の居場所対策については、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、居場所・活動の場の充実を目指します。

基本目標2:社会性を育む環境づくり

子ども・若者が何事にも主体的に取り組むことができるよう、自主的に活動できる場や発言できる場を充実するとともに、地域社会との関わりの機会を充実し、社会性を育む地域づくりを目指します。また、こどもの権利についての周知・啓発を行います。

基本目標3:こども・若者が大切にされ、幸せに暮らせる環境づくり

生まれた環境によって、将来の選択肢が制限されることのないよう、全ての子ども・若者が平等に多様な生き方が選択・実現できる地域の実現を目指します

基本目標4:地域全体でこども・若者を支える環境づくり

近隣の親族、住民、事業所が子育てを支援する意識を持ち、あたたかい目で子ども・若者の成長を見守り、支える地域の実現を目指します。

ライフステージごとの目標

基本目標5:子育て、子育てを育む環境づくり

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提としたうえで、子育て家庭の保育・教育、子育て支援の多様化するニーズを適切に把握し、量を確保すると同時に質の確保にも努めながら、保育・教育、子育て支援事業を提供する等、こどもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

基本目標6:若い世代が希望を持てる環境づくり

若い世代が、たとえ一時的に町外に出たとしても、いずれは当町に戻り、就業、出産や子育て等の希望をかなえ、いつまでも住み続けたいと思える地域づくりを目指します。

3. 施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、次のように施策を定めます。

○施策体系○

	基本目標	施策
ライフステージを通じた基本目標	1 安心して子育てでき、健やかに子育てができる環境づくり	(1)妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実
		(2)居場所づくりの推進
		(3)子育て支援の充実
		(4)子育て家庭に対する経済的負担の軽減の充実
	2 社会性を育む環境づくり	(1)こどもの権利に関する理解促進
		(2)健全な心身育成の推進
		(3)子育てにやさしいまちづくりの推進
	3 こども・若者が大切にされ、幸せに暮らせる環境づくり	(1)こどもへの虐待防止対策の充実
		(2)こどもを守る環境づくりの推進
		(3)ひとり親家庭への支援の充実
		(4)貧困対策の充実
	4 地域全体でこども・若者を支える環境づくり	(1)こども・若者の支援体制の充実
		(2)協働による地域活動の推進
(3)地域活動への参加促進		
ライフステージごとの基本目標	5 子育て、子育てを育む環境づくり	(1)保育環境の充実
		(2)幼児教育環境の充実
		(3)放課後児童対策の充実
	6 若い世代が希望を持てる環境づくり	(1)自立支援の推進
		(2)就職と結婚を支援するための取組の推進
		(3)ワークライフバランスの推進
		(4)住環境の整備

第4章 子育て支援施策の展開

【ライフステージを通じた基本目標】

基本目標1:安心して子育てでき、健やかに子育てができる環境づくり

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実

妊娠期から子育て期まで安心して過ごせるよう、相談支援や保健・医療・福祉・教育の連携体制を強化し、家庭の状況に応じた切れ目ない支援につながれる環境を整え、こどもと家庭を地域全体で支える体制を充実させます。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
こども家庭センターの設置	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、児童福祉と母子保健の両分野が一体となった相談支援の窓口として、こども家庭センターを設置します。出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援に対応できるよう、専門の職員を配置し、複合的な課題を抱える家庭へ包括的な支援を行います。
施設整備によるこども家庭センターの機能強化	こども家庭センターを設置したのち、支援体制の強化を図るため、新たな施設整備を検討します。 新たな施設は、こども家庭センターとして必要な機能を備え、子育て世代が利用しやすい施設を目指します。また、関係機関との緊密な連携をとるための体制整備にも努めます。
子育てワンストップサービス(マイナンバーカードを活用した電子申請)	子育てワンストップサービスは、政府が運営するオンラインサービス ³ であるマイナポータル ³ のサービス検索・電子申請機能、お知らせ機能を活用して導入されたポータルサイト ⁴ です。現在、町から提供される、自分に合った子育て支援サービス等が確認できます。今後は、マイナンバーカードの普及とともに、マイナンバーカードを活用した電子申請の整備に努めます。
障がい福祉サービス	障がいのある人々が、地域社会で安心して暮らしを送れるように支援するため、自立支援給付、地域生活支援事業、障がい児通所サービス、相談支援事業を実施します。

³ ネットワークを通じて提供されるサービスのこと。

⁴ 様々な情報やサービスを集約して簡単にアクセスするようにまとめたweb利用の起点となるwebサイトのこと。

取組名	内容
出産お祝い事業	藤崎町社会福祉協議会によるこどもの誕生をお祝いし、紙おむつを贈呈するとともに、若い世代の社会福祉への理解と関心を高める活動を行っています。
こども・子育て発達相談事業	お子さんの発達で心配なこと、困っていることについて、保健師や公認心理師が相談に応じます。
すこやか広場	こどもの育児や発達上のご心配のある方に対し、親子遊びやこどもへの関わり方など保育士との個別相談ができます。
7か月児健康相談	生後7か月頃の離乳食や発達・発育について、こどもノートを使用しながら栄養士や保健師が解説・相談対応します。

(2)居場所づくりの推進

こどもが安心して過ごし、地域とのつながりを育めるよう、年齢や発達段階に応じた多様な居場所づくりを推進し、家庭や学校以外でも気軽に相談や交流ができる環境を整備して、地域全体でこどもの成長を支える体制を充実させます。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
子ども食堂	こどもの居場所づくりを目的として、町内の小学生までのこどもとその保護者等を対象に食事を提供するほか、学習及び遊びの場と、参加者同士が交流しながら過ごすことのできる安心・安全な居場所を提供します。
母子健康相談	妊娠中の困りごとや疑問・こどもの育児や発達・発育等で相談したい方に保健師が個別対応します。
特別支援学級の開設	教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために、小・中学校に設置し、自立を目指し、たくましく生活していく力を育むとともに、その基盤としての基本的な生活習慣の形成と定着を図ります。
特別支援教育支援員の配置	小・中学校に在籍するLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)等、特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活の支援を行います。
学習支援員の配置	小・中学校の教室に入れない児童生徒への学習指導及び相談支援等を行います。
図書館延長デー	町の図書館「大夢」において、夏の夜のおはなし会を開催する日にあわせて、開館時間を午後5時から3時間延長して午後8時までとします。

(3)子育て支援の充実

子育て家庭が安心して子育てできるように、サービスの質の向上に向けた積極的な情報提供を進めるとともに、評価等の仕組みの導入・実施を通じて支援内容の改善を図り、必要な支援に確実につながれる環境を整備します。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
サービスの質の向上のための積極的な情報提供	保育サービスの利用による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。
評価等の仕組みの導入・実施への取組	保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等について検討します。
保育 DX の推進	デジタル技術を活用して保育現場の業務負担を減らし、保育の質を高める取組を図り、保育士の負担軽減や保育の質向上、保護者とのコミュニケーション強化等につなげます。
ブックスタート事業	町の図書館「大夢」において、年6回、「ブックスタート友の会」の協力により、乳児健診の合間を利用して、会場で絵本を紹介・展示します。更にこども1人につき絵本を2冊贈呈し、絵本にふれあってもらう活動により親子の絆づくりを推進します。
ママサロン	ママ友が欲しい、誰かと話したい、育児の情報交換がしたい、こどもの身長・体重を測ってほしいなど気軽に集うことができる場を提供します。
ホームページやSNSを利用した情報発信	町ホームページを利用した「ふじさき子育てお役立ち情報」や、子育て支援アプリを活用した妊産婦とこどもの健康データの記録や予防接種のスケジュール管理等、育児や仕事に忙しい子育て世代に向けた情報発信を整備します。

(4)子育て家庭に対する経済的負担の軽減の充実

各種手当や助成、無償化など多様な支援策を充実させるとともに、制度に関する情報提供を分かりやすく行い、子育てに伴う経済的負担を軽減する取組を推進し、家庭の状況に応じて必要な支援を受けられる環境を整備することで、子育て家庭が安心して暮らせる基盤づくりを図ります。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
すくすく子育ておむつ等購入費助成事業	子育て家庭の経済的負担を軽減し、次世代を担うこどもの健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び少子化対策を図ることを目的に、毎年度予算に応じて子育てに必要なおむつ等の購入費用の一部を助成します。助成券の金額は、乳幼児1人につき年間 20,000 円とし、1,000 円の助成券を 20 枚交付します。助成券は、乳児(0 歳～1 歳)の期間に 1 回、幼児(1 歳～2 歳)の期間に 1 回、それぞれ交付します。
出産祝金(子宝奨励条例)	出産祝金は、毎年度予算に応じて当町に 3 年以上住所を有し、第 2 子までの子と生計を同じくする父母が第 3 子以上の子を出産したときに支給します。
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、高校修了前児童を養育している方に手当を給付します。
給食費無償化事業	成長期にある児童生徒の健康の保持・増進を目的として、町内の小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費を無償化します。
幼児教育・保育無償化	子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るため、令和元年 10 月から教育・保育サービスを利用する「3～5歳児」、「住民税非課税世帯の0～2歳児」の利用料を無償にします。
幼児フッ化物塗布事業	定期的なフッ化物塗布を実施することにより、幼児の歯を予防し、幼児の健やかな成長・発達を促すことを目的に、1 歳 6 か月児健診時に希望者へフッ化物塗布を実施し、2 歳児にフッ化物塗布の助成券を発行しています。
新生児聴覚検査費用助成事業	新生児の聴覚障害の早期発見・早期療養を図り、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的として行う新生児聴覚検査の費用を助成することで、子育て世代の経済的負担軽減を図ります。
妊婦のための支援給付金	子育て世代の妊娠中の身体的・精神的・経済的支援のため、妊婦 1 人につき 5 万円、出生児 1 人につき 5 万円の給付をする妊婦のための支援給付金を支給します。

《 目標指標 》

項目	現状値	令和 11 年度目標値
すくすく子育ておむつ等購入費助成事業	交付人数 161人 助成券利用率 99%	交付人数 121人 助成券利用率 100%
出産祝金(子宝奨励条例)	第3子出生数 15人	第3子出生数 10人
幼児フッ化物塗布事業	1歳6か月児フッ化物塗布率 98%	1歳6か月児フッ化物塗布率 100%
新生児聴覚検査費用助成事業	助成件数 79人	助成件数 66人
妊婦のための支援給付金	妊婦件数 65人 出産後件数 86人	妊婦件数 65人 出産後件数 86人

基本目標2：社会性を育む環境づくり

(1) こどもの権利に関する理解促進

こどもが尊重され安心して成長できる社会の実現に向け、こどもの権利に関する情報提供や啓発を進め、家庭・学校・地域など様々な場で権利への理解が深まるよう取組を推進し、こども自身が自分の思いを大切にされながら安心して意見を伝えられる環境を整備します。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
人権教室	町内の小学生、中学生を対象に、こどもに対する人権教育を実施します。
こどもの権利の普及啓発	こども基本法など児童の権利に関する条例の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて、社会全体での共有に向けた、こどもの権利の普及啓発に取り組んでいきます。
こどもに関する条例などの整備	こどもの権利を認め、こどもたちがそれらの権利を行使できる取組を実施します。

(2) 健全な心身育成の推進

児童生徒が健やかな心身を育めるよう、成長段階に応じた学びや体験の機会を充実させるとともに、主体的な活動や健全な生活習慣の形成を支援する取組を推進し、安心して成長できる環境の整備を図ります。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
思春期セミナー	中学生を対象に、学年に応じたテーマで、生命の大切さと性の仕組みについて学びます。
道徳教育の充実	人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に活かし得るよう、豊かな心を育む体験活動を推進します。

取組名	内容
食育の推進	1歳6か月児健診、3歳児健診時に、栄養士による栄養バランスや、生活習慣病予防のための栄養指導を実施します。 小学生を対象に、年2回(夏休み・冬休み)、こども料理教室の開催時に、食生活改善推進員会と栄養士が協力して、調理実習や食事のバランスなど生活習慣病予防のための栄養指導を実施します。
食の体験学習事業	食を通じて、食文化の継承を図ることや自然の恵み並びに勤労の大切さを理解してもらうため、小学校で田植えや野菜づくり等を体験する「教育ファーム」を開催します。
中学生職場体験事業	中学生が地元の職場を体験することにより、地元の仕事の良さを学ぶなど、将来的な地元就職につながる支援を行います。
中学生国際交流事業	次代を担う中学生が外国での生活を通して異なる文化や伝統を見聞きして理解を深め、国際感覚を養うことにより、国際社会に貢献できる人材の育成と中学校の国際理解教育の推進に資するために実施します。

(3)子育てにやさしいまちづくりの推進

子育て家庭が地域の中で安心して交流し学べるよう、保護者同士のつながりづくりや家庭での子育てを支える学びの機会を充実させ、身近な場所で相談や支援につながる環境を整備することで、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
子育てサークル活動	主に就学前のこどもを持つ家庭の親子を対象として、子育て親子が気軽に、自由に利用できる交流の場において、子育て親子間の交流を深める取組です。
家庭教育支援事業	これから保護者となる方や子育て中の保護者の方を支援するために、子育てに関する学習機会を提供したり、子育てに関する悩みや家庭教育の相談にのったり、新たな地域人材の養成をしたりすることにより、地域全体で家庭教育を支援します。
乳幼児とふれあう機会を広げる取組	中学生が、こどもを生き育てることの意識を理解し、こどもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所(園)、幼稚園、また、町保健師の協力を得て「赤ちゃんふれあい教室」を実施し、乳幼児とふれあう機会を広げる取組を推進します。

《 目標指標 》

項目	現状値		令和 11 年度目標値	
子育てサークル活動	実施箇所	1か所	実施箇所	1か所
	サークル数	3サークル	サークル数	3サークル
	利用者数	260人	利用者数	200人
家庭教育支援事業	相談回数	12回	相談回数	12回
	講座開催数	4回	講座開催数	3回
	講座参加数	88人	講座参加数	60人

基本目標3:こども・若者が大切にされ、幸せに暮らせる環境づくり

(1)こどもへの虐待防止対策の充実

こどもへの虐待を未然に防ぎ、早期に気づき支援につなげられるよう、関係機関が情報を共有し連携して対応できる体制を強化するとともに、こどもの安全と健やかな成長を守るための相談支援や見守りの取組を推進します。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見と早期対応のため、平成 19 年度から要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による虐待防止のネットワークを活用して児童と家族への在宅支援を推進しています。また、要保護児童対策地域協議会には、平成 29 年度から調整機関として専門職員を1人配置し、人員確保に努めています。
藤崎町青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立や実施について調査や関係機関相互の連絡調整を図ります。
スクールカウンセラー(学校生活相談員)の配置	生徒が悩みを気軽に話すことができ、ストレスを和らげることができる環境を提供します。
防犯パトロール事業	学校付近や通学路等において、PTA等の学校関係者や防犯ボランティアの関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。

(2)こどもを守る環境づくりの推進

こどもが安心して学校生活を送れるよう、いじめ等の問題を早期に把握し適切に対応できる体制を整備するとともに、こども一人ひとりの安全と心の健やかな成長を守るための相談支援や見守りの取組を推進し、こどもを守る環境づくりを進めます。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
いじめ問題等対策事業	児童・生徒との信頼関係を基本とし、教師と家庭や関係諸機関との情報交換を密にし、いじめに対する共通理解と共通行動を図ります。
教育相談	こどもへの関わりについての悩み・こどもの心の問題に関すること、いじめ、不登校、友人関係など学校生活や家庭生活に関することについて専門医等による相談が受けられます。

取組名	内容
適応指導教室(ほっとルーム)の開設	病気や経済的理由以外の特段の事情により、小学校または中学校へ登校できないことから長期欠席している児童または生徒に対し、基本的な生活習慣の改善、情緒の安定、基礎学力の補充、集団生活への適応等のための指導及び相談を通して、児童及び生徒が学校復帰を含む社会目的自立を図ることを目的とした適応指導教室を設置します。
防犯ボランティア活動の推進	こどもが安心して暮らせる環境を確保するため、学校、警察、PTA、町内会等が連携した防犯ボランティア活動を推進するとともに、こどもの緊急時の避難場所の整備について検討します。
薬物乱用防止教育の推進	小・中学生を対象に、早期から薬物に対する正しい知識と理解を持つために、関係機関と連携を図りながら、予防教育を実施していきます。
喫煙予防教育の推進	小・中学生を対象に喫煙予防についての理解を深め、自分自身の健康に関心を持つよう、予防教育を実施していきます。

(3)ひとり親家庭への支援の充実

相談や情報提供の体制を強化し、医療面を含む経済的負担の軽減に資する支援を充実させるとともに、ひとり親家庭を支える地域の団体活動への協力を進めることで、家庭の状況に応じて必要な支援につながりやすい環境を整備し、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や情報提供	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策、取組についての情報提供を行います。
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等に対して、児童が18歳に達した日以降における最初の3月31日までの医療費の自己負担分を、父または母等の医療費の一部を助成します。
母子福祉団体への支援(母子寡婦福祉会への協力)	母子福祉団体等に対する必要な施策を講ずるよう努めます。
児童扶養手当	ひとり親家庭など、父母の離婚や死別などにより、父または母と生計を一緒にしていないこどもが育つ家庭の生活を安定させ、自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(4) 貧困対策の充実

生活に困難を抱える家庭が必要な支援につながるよう、相談や情報提供の体制を整備・強化するとともに、教育や就労、生活支援など多面的な取組を進めることで、安定した生活基盤の確保に向けた支援を充実させ、地域全体で貧困の連鎖を防ぐ環境づくりを推進します。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
就学援助費の支給	経済的理由により、就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対し、就学に要する諸経費を援助します。
奨学金の貸与	当町に居住する世帯の高校・短大(専門学校含む)・大学生で、優秀な学生・生徒が経済的な理由により、就学が困難な場合に就学費用を貸与します。
生活福祉資金貸付制度(社会福祉への協力)	藤崎町社会福祉協議会による低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、無利子または低利子で各種資金の貸付を行っています。
たすけあい資金貸付事業(社会福祉への協力)	藤崎町社会福祉協議会による低所得世帯の経済的自立を目的とした無利子の貸付制度を行っています。
自立支援相談の窓口(社会福祉への協力)	青森県社会福祉協議会において、県内の5地域(東地域、中南地域、西北地域、上北地域、下北地域)に自立相談窓口を設置し、生活に困りごとをお持ちの方々への相談支援を行っています。

基本目標4:地域全体で子ども・若者を支える環境づくり

(1)子ども・若者の支援体制の充実

地域の中で子どもや若者が安心して成長できるよう、身近な場所で相談や交流の機会を提供する体制を整備するとともに、家庭の状況に応じて一時的な支援を受けられる仕組みを充実させ、切れ目なく支援につながる環境を構築することで、子ども・若者の支援体制の充実を図ります。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
学校のスポーツ環境の整備	すぐれた指導者の育成や確保、指導方法の工夫や改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、外部指導者の活用や地域との連携の推進、スポーツ行事の推進等により、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

(2)協働による地域活動の推進

地域の多様な主体が連携し、子育て家庭の交流や相談の場づくり、子どもの学びを支える活動を広げることで、住民が互いに支え合いながら子育てや成長を見守る地域環境を形成し、協働による地域活動の推進を図ります。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
ふじさき子育て応援団事業	子育て家庭にやさしい設備・うれしいサービスの提供等、子育て家庭を応援する取組を行っている町内の事業所・団体等をホームページで紹介するなどし、地域全体の子育て応援の輪を広げます。
子ども総合学習塾	主に小学生を対象として土曜日、長期休暇を利用し、次世代を担う子どもたちの知・徳・体の充実及びグローバルな人材育成のため、弘前大学と連携しながら、学生及び地域住民の協力を得た総合的な学習の場を提供します。

取組名	内容
教職員研修事業	専門性を高め、教育活動の充実を図るための研究会・講習会・講演会等を実施します。

《 目標指標 》

項目	現状値	令和 11 年度目標値
ふじさき子育て 応援団事業	参加店舗・団体数 11団体	参加店舗・団体数 15団体
子ども総合学習塾	参加者数 延べ75人	参加者数 延べ100人
教職員研修事業	研修会等実施回数 2回	研修会等実施回数 2回

(3)地域活動への参加促進

住民が地域の課題や魅力に触れながら気軽に参加できる機会をを広げ、活動内容や参加方法に関する情報提供を充実させるとともに、世代や立場を超えて協力し合える環境を整えることで、地域とのつながりを深めるべく主体的な参画を促し、地域活動への参加を促進します。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
地域に根ざした自発的な学習活動の推進	地域の講師・題材による、週末講座を開催します。また、放課後子ども総合プラン運営委員会と連携を充実させます。
学習関連施設の連携と学習情報の収集	地域の学習情報の収集・広報を行い、こどもの体験活動に寄与することを目標とします。
スポーツ・レクリエーション指導者の養成	部活動やスポーツ少年団活動の状況を踏まえながら、指導者の養成をはじめとした、地域のスポーツ環境の整備を図ります。
子ども会リーダー研修の開催	町子ども会育成連合会が主体となって活動する事業で、子ども会のリーダーとなる、全ての小学5、6年生を対象に実施しています。子ども会のリーダーとしての心構えと資質の向上を図り、自然に親しみながら体験学習を通して、たくましさや自信に満ちたリーダー育成を目的として、開催されています。
地域コミュニティの活性化	まちづくりに若い世代が参画できる仕組みを構築し、大学等と連携したコミュニティ活性化プログラムづくりの推進をします。まちづくり学習の推進やまちづくり団体の交流を促進します。

《 目標指標 》

項目	現状値	令和 11 年度目標値
地域に根ざした自発的な学習活動の推進	講座の開催数 5回	講座の開催数 4回
学習関連施設の連携と学習情報の収集	こどもわんぱく通信配布回数 年9回 図書館だよりの発行回数 年12回	こどもわんぱく通信配布回数 年9回 図書館だよりの発行回数 年12回
スポーツ・レクリエーション指導者の養成	指導者数 40人	指導者数 35人
子ども会リーダー研修の開催	参加児童数 9人	参加児童数 10人

【ライフステージごとの基本目標】

基本目標5：子育て、子育てを育む環境づくり

(1) 保育環境の充実

多様な保育ニーズに対応できるよう、保育の受皿の確保と質の向上を図り、障がいのある子どもへの支援や、休日・時間外を含む柔軟な保育体制の充実を進めます。また、病児への対応や産休・育休明けの利用調整、産後の支援など家庭の状況に応じた支援を整えることで、安心して子育てできる保育環境の充実を図ります。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
認可保育所(園)	当町には認可保育所が3か所あり、保護者が日中就労等のために保育できない就学前児童を適切に保育するため、入所希望状況等に応じた受入れに努めます。
認定こども園	認定こども園とは、(ア)就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受入れて、教育・保育を一体的に行う機能)、(イ)地域における子育て支援を行う機能(全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う機能)を備える施設で、都道府県知事が認可した施設をいいます。当町には、幼保連携型の認定こども園が3か所、幼稚園型の認定こども園が1か所あります。
障がい児保育の実施	保育所(園)や放課後児童健全育成事業における障がいのあるこどもの受入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。
休日保育	保護者の勤務形態の多様化に応じて、日曜日・祝日等に保護者が保育できない就学前児童を保育する事業です。 当町では、藤崎保育所、西中野目保育所、小畑保育所、ふじこども園、ときわこども園の5か所で実施しています。
時間外保育(延長保育)事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所(園)等で保育を実施する事業です。
病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	病児について、病院・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

取組名	内容
産後ケア事業	育児支援を要する母子を対象に、心身の安定と育児不安を解消し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えることを目的に、2023 年度より開始しました。産後 1 年までの産婦及び乳児を対象に、7 回/人を上限に委託している助産師が訪問し、育児技術の習得や、育児不安、産後の母体ケア等を実施しています。
子育て応援ネット事業	保育サポーターが、支援対象となる児童の見守り・送迎等を行うことで、子育て世代の支援活動を行っています。
乳児等通園支援事業・乳児のための支援給付(こども誰でも通園制度)	<p>保護者の就労の有無や理由を問わず、0歳から2歳⁵の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度で、全ての子育て家庭を対象としており、こどもの成育環境を整備し、家庭とは異なる経験や同世代のこどもたちとふれあう機会を提供することを目的とした事業です。</p> <p>令和8年度からは、「乳児等のための支援給付」により地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者との間の情報を共有することができる体制を整備します。</p> <p>教育・保育施設における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します</p>

《 目標指標 》

項目	現状値		令和 11 年度目標値	
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	0歳児	2人日	0歳児	2人日
	1歳児	2人日	1歳児	2人日
	2歳児	2人日	2歳児	3人日

⁵ 0歳6か月以上、満3歳児未満。

(2) 幼児教育環境の充実

幼児期の学びや育ちを支える教育内容の充実を図るとともに、家庭の状況に応じて子どもを預けられる体制を整備し、一時的な保育ニーズにも柔軟に対応できる環境を整えることで、安心して利用できる幼児教育環境の充実を進めます。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
幼児教育の充実	基本的な生活習慣を身につけることを基本に、こどもの成長に応じた一人ひとりの個性や豊かな心を育むことの大切さといった発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・認定こども園等の特色を活かしながら、教育環境の中核である教諭・保育教諭の資質の向上を図り、幼児教育の充実に努めます。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所(園)、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

《 目標指標 》

項目	現状値		令和 11 年度目標値	
一時預かり事業	施設数	1か所	施設数	1か所
(幼稚園における在園児)	延べ人数	1,251 人	登録人数	1,383 人

(3)放課後児童対策の充実

放課後の時間を安心して過ごせる環境を整えるため、こどもの生活や学びを支える居場所づくりや、家庭の状況に応じて利用できる支援体制の充実を進めるとともに、地域と連携した見守りや育成の取組を広げることで、放課後児童対策の充実を図ります。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、児童福祉法に基づき保護者が就労等により昼間家にいない小学生に対し、小学校の授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 長期休み中の保護者が日中、就労等のために家庭にいない小学生児童が健やかに成長できるよう、学童保育を実施し、適切な遊びや放課後の居場所を提供します。
放課後子ども教室	主に土曜日に、小学生を対象としたスポーツや文化活動等の様々な体験活動、地域住民と学童クラブ(放課後児童クラブ)との交流活動等を実施しています。
利用者支援事業	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
放課後等デイサービス	障がいや困り感のある小学生から高校生を対象とした放課後等デイサービス事業所があり、こどもたちが楽しく生活を送れるようサポートしています。

《 目標指標 》

項目	現状値	令和 11 年度目標値
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	施設数 7か所	施設数 5か所
	登録人数 341人	登録人数 337人
放課後子ども教室	開催数 22回	開催数 22回
	参加人数 424人	参加人数 396人
放課後等デイサービス	事業所数 4か所	事業所数 4か所

基本目標6:若い世代が希望を持てる環境づくり

(1)自立支援の推進

将来の自立に向けて必要な力を育めるよう、学習や進路選択に関する支援を整えるとともに、子どもや若者が多様な経験を通じて成長の機会を得られる環境を整備し、意欲を高め主体的に取り組めるような支援体制の充実を進めます。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
奨学金の貸与	藤崎町に居住する世帯の高校・短大(専門学校含む)・大学生で、優秀な学生・生徒が経済的な理由により、就学が困難な場合に就学費用を貸与します。
児童生徒各種競技大会参加補助(※教育的挑戦の機会)	県大会以上の大会へ参加する、児童生徒・教職員等の派遣費用を補助します。
生きる力を育む学校教育の充実	未来に夢や希望を持って生きる力を育み、輝くことができる教育を推進し、国際化や情報化等に対応した特色のある教育を目指します。また農業体験学習等による食育の推進や障がいのある子どもたちの自立や社会参画等の総合的な支援の充実を図ります。
未来のまちづくりを担う人材の育成	大学等と連携したまちづくり人材育成プログラムづくりによる地域リーダーの育成や地域の伝統芸能や伝統行事を担う人材の育成を目指します。

(2)就職と結婚を支援するための取組の推進

若者が将来の生活設計を描きやすい環境を整えるため、学びや経験を積む機会の確保や、経済的負担の軽減に向けた支援を進めるとともに、安定した就労につながる基盤づくりや、結婚を希望する人が安心してその選択を実現できる環境の整備を図り、就職と結婚を支援するための取組を推進します。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
地元就職の支援	ハローワークや関係機関と連携した雇用情報の提供等により誘致企業の地元雇用の促進を図るほか、こどもの頃からの職業教育、農業体験等による就農支援や小中学校の職場体験プログラムを実施し、若い世代のスキルアップにつなげます。
新たなしごとづくり・戦略的な雇用支援	障がい者の就労支援の充実や生活保護からの自立支援の促進、非正規雇用労働者の安定雇用対策に取り組む事業所の支援をします。
起業・創業の支援	起業・創業セミナー、相談会の開催、農産物の加工など地域資源を活用した起業、制度資金等の活用による起業、創業の支援をします。
出会いから始まる婚活の支援(出会いの場づくり支援)	若い世代の出会いから結婚までの希望をかなえる環境づくりに取り組み、若い世代の結婚意識の醸成、男女の出会いの場づくり等を推進することにより、晩婚化の傾向を解消し、生涯未婚率を下げることで、将来的なこどもの出生数の減少を抑制します。

(3)ワークライフバランスの推進

働く人が仕事と生活の調和を保ちながら安心して暮らせるよう、働き方の見直しや多様な働き方を選択できる環境の整備を進めるとともに、家庭や地域での時間を確保しやすい仕組みづくりを促進し、誰もが自分らしい生活を実現できるワークライフバランスを推進します。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
企業・事業所との連携による働き方改革の促進	町内企業に対し、育児休業制度や短時間勤務制度の導入・活用促進を働きかけるセミナーや表彰制度を実施します。
地域の子育て支援サービスの充実	延長保育、一時預かり、病児保育など柔軟な保育サービスの拡充により、保護者の就労継続を支援します。
男性の育児参加促進	父親向けの子育て講座や交流イベントを開催し、育児休業取得の意識啓発を図ります。
地域ぐるみの子育て支援体制の構築	地域の子育て支援団体や企業、学校と連携し、子育てと仕事の両立を支えるネットワークを形成します。
女性職員の活躍の推進	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の規定に基づき、男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備し、また責任ある地位での活躍を希望する女性の登用を促進するため、「藤崎町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定しています。
若者がチャレンジできるまちづくり	若者の積極的な社会参画を推進し未来の地域活動を担う若手リーダーの育成を支援します。
女性のチャレンジ支援	女性のライフステージに対応したスキル・キャリアアップ教育の支援をします。 出産育児後など女性が継続的に働ける環境づくり、子育て経験を活かした女性の活躍の場づくりを推進します。
誰もが活躍できる地域社会づくり	女性、高齢者、障がい者、外国人など誰でも居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現を目指します。

(4)住環境の整備

こどもが安全で健やかに暮らせる生活環境を確保するため、住宅や周辺環境の質の向上を図るとともに、地域の中で安心して遊び・学び・交流できる空間の整備を進め、家庭の状況に応じて利用しやすい環境づくりを推進することで、こどもと家庭にとってより良い住環境の整備を進めます。

《 具体的な取組 》

取組名	内容
子育て家庭が住みやすい住環境づくり	民間活力を活用した子育て家庭住宅の整備促進、身近な施設、公園、緑地等を活用した交流や憩いの場づくり、交通安全やこどもの見守り体制の強化等、安心安全なまちづくりを推進します。
ふじさき移住すまいづくり支援金助成事業	藤崎町への移住やその後の定住の促進を目的とし、移住者の住宅取得を支援します。 町内に住宅を取得してから転入する世帯や、転入してから住宅を取得して入居する世帯に50万円を助成します。
移住支援事業	青森県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消のため、国、青森県、藤崎町が共同して移住支援金を支給します。
医療・福祉職子育て世帯移住支援金事業	青森県内における移住・定住の促進及び超高齢化社会における医療・福祉分野の人材確保を図るとともに、加速する少子化の進行を少しでも緩やかにするため、青森県と藤崎町が共同して支援金を支給します。

《 目標指標 》

項目	現状値	令和 11 年度目標値
ふじさき移住すまいづくり支援金助成事業	34世帯	30 世帯
医療・福祉職子育て世帯移住支援金事業	0人	2人

第5章 こどもの意見の反映と参加の仕組み

当町では、こども基本法の理念に基づき、こどもを権利の主体として尊重し、こども自身が意見を表明し、社会の一員として意思決定に参画できる環境の整備を進めます。

なお、本計画の策定にあたっては、こどもを対象としたアンケート調査を実施し、こどもたちの率直な声を収集しました。これらの意見は、施策の方向性や重点項目の設定に当たり、重要な視点として反映しています。

今後も、以下のような仕組みを通じて、こどもの意見を継続的に把握・反映し、こどもにとってより良いまちづくりを推進します。

1. こどもの意見聴取の実施

- (1)年齢や発達段階に応じた方法(アンケート等)により、定期的にこどもの意見を把握します。
- (2)学校、放課後児童クラブ、地域のこども団体等と連携し、多様なこどもの声を聴取する機会を設けます。

2. こども参加の場の整備

- (1)こどもが主体的に意見を述べ、地域や行政と対話できる場を設けます。
- (2)こどもが安心して参加できるよう、年齢に応じた進行や支援体制を整えます。

3. 意見の反映とフィードバック

- (1)こどもから得た意見については、関係部局と共有し、施策の立案・実施・評価に活用します。
- (2)こどもたちに対して、意見がどのように活かされたかを分かりやすくフィードバックする仕組みを整えます(例:報告冊子の配布、学校での報告会等)。

4. こどもの権利に関する啓発と環境整備

- (1)こどもが自らの権利を理解し、意見を表明する力を育むため、学校や地域における人権教育・主権者教育を推進します。
- (2)こどもの意見を尊重する文化の醸成に向け、保護者や地域住民、関係機関への啓発を行います。

第6章 計画の着実な推進に向けて

本計画の推進にあたっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政等それぞれが子育てやこどもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力をあわせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

1. 計画の推進体制

(1) 住民や地域・関係団体等との連携体制

地域におけるこども・若者支援を推進し、本計画を実効性のあるものとしていくためには、町が本計画に基づき、こども・若者支援を着実に展開していくとともに、子育て家庭や若者、地域・関係団体等の主体的な取組が必要不可欠となります。

そのため、町の広報やホームページ等の媒体や機会を通じて、積極的に計画の周知や啓発活動等を行うほか、各種の地域活動、相談事業等を通じて、こども・若者の意向を把握し、地域・関係団体等と十分に連携を図りつつ、計画での取組を推進します。

(2) 庁内における連携体制

こども・若者支援に関する施策は、多岐の分野にわたっており、全庁的な取組として総合的・計画的に推進するため、庁内関係各課とこども・若者支援に関する取組を共有し、連携を強化します。互いに改善すべき課題等の共通認識をもち、本計画を推進します。

2. 計画の達成状況の点検・評価

本計画の達成に向けて、計画の進捗状況を定期的に点検・評価する等、着実な推進を管理していくとともに、事後の検証を行える体制を整える必要があります。

そのため、藤崎町子ども・子育て会議において、定期的に計画の進捗状況について報告を行い、意見を聴くこととします。

また、計画の着実な推進や各種サービスの円滑な利用に向けて、子育てに関する各種制度の周知を図るとともに、教育・保育サービスへの要望の把握に努めます。

1. 参考法令等

・こども基本法

(令和四年六月二十二日)(法律第七十七号) 第二百八回通常国会 第二次岸田内閣

こども基本法をここに公布する。

こども基本法

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 基本的施策(第九条—第十六条)

第三章 こども政策推進会議(第十七条—第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な

こどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

(令六法六八・一部改正)

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(令六法六八・一部改正)

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(令六法六八・一部改正)

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和六年政令第二九〇号で令和六年九月二五日から施行)

・子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日)(法律第七十一号) 第七十一回通常国会 麻生内閣

子ども・若者育成支援推進法をここに公布する。

子ども・若者育成支援推進法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 子ども・若者育成支援施策(第七条—第十四条)

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援(第十五条—第二十五条)

第四章 削除

第五章 罰則(第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(令四法七七・一部改正)

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(令六法四七・一部改正)

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法(令和四年法律第七十七号)第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

(令四法七七・一部改正)

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(令四法七七・一部改正)

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子

ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(令四法七七・一部改正)

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(令六法四七・一部改正)

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

3 調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の三第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

(令六法四七・一部改正)

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 削除

(令四法七七)

第二十六条から第三十三条まで 削除

(令四法七七)

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令四法六八・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二一年政令第二八〇号で平成二二年四月一日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれると

きは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日 = 令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

附 則 (令和六年六月一二日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定(「施行日から起算して五年を経過する日」を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

(罰則に関する経過措置)

第四十五条 この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

・子どもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日)(法律第六十四号) 第百八十三回通常国会 第二次安倍内閣

子どもの貧困対策の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(令六法六八・改称)

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 基本的施策(第九条―第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及び子ども基本法(令和四年法律第七十七号)の精神にのっとり、子どもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(令元法四一・令六法六八・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「子ども」とは、子ども基本法第二条第一項に規定する子どもをいう。

(令六法六八・追加)

(基本理念)

第三条 この子どもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 この子どもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 この子どもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、子ども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 この子どもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 この子どもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、子どもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6 この子どもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第二条線下・一部改正)

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

(令六法六八・旧第三条線下・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

(令六法六八・旧第四条線下・一部改正)

(国民の責務)

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施することどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

(令六法六八・旧第五条線下・一部改正)

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(令六法六八・旧第六条線下)

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、こどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

(令四法七七・一部改正、令六法六八・旧第七条線下・一部改正)

第二章 基本的施策

(こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱(以下この条及び次条において単に「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針

二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属することどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属することどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項

四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属することどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属することどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(令元法四一・令四法七七・一部改正、令六法六八・旧第八条線下・一部改正)

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第九条線下・一部改正)

(教育の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十条線下・一部改正)

(生活の安定に資するための支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十一条線下・一部改正)

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十二条線下・一部改正)

(経済的支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(令六法六八・旧第十三条線下・一部改正)

(民間の団体の活動の支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(令六法六八・追加)

(調査研究等)

第十六条 国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用を推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 こどもの貧困の実態
- 二 こどもの貧困に関する指標
- 三 貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方
- 四 こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方
- 五 地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十四条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第四号で平成二六年一月一七日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和元年政令第八九号で令和元年九月七日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和六年政令第二九〇号で令和六年九月二五日から施行)

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の子どもの貧困対策の推進に関する法律(次項において「旧法」という。)第八条第一項の規定により定められた同項の大綱は、この法律の施行後は、この法律による改正後の子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(次項及び次条において「新法」という。)第九条第一項の規定により定められた同項の大綱とみなす。

2 旧法第九条第一項の規定により定められた同項の都道府県計画(変更があったときは、その変更後のもの)又は同条第二項の規定により定められた同項の市町村計画(変更があったときは、その変更後のもの)は、この法律の施行後は、それぞれ新法第十条第一項の規定により定められた同項の都道府県計画又は同条第二項の規定により定められた同項の市町村計画とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

・少子化社会対策基本法

(平成十五年七月三十日) (法律第百三十三号) 第百五十六回通常国会 第一次小泉内閣

少子化社会対策基本法をここに公布する。

少子化社会対策基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 基本的施策(第十条—第十七条)

附則

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾(ぞ)有の事態に直面している。

しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立つて的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(施策の基本理念)

第二条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立つて講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の施策の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

2 こども基本法(令和四年法律第七十七号)第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策に係る部分は、同項の規定により定められた大綱とみなす。

(令四法七七・一部改正)

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

(令四法七七・一部改正)

第二章 基本的施策

(雇用環境の整備)

第十条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなっている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

(保育サービス等の充実)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療(助産を含む。)が提供される体制の整備等安心して子どもを生み、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

(ゆとりのある教育の推進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを生み、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

第十七条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一五年政令第三八五号で平成一五年九月一日から施行)

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

2. 条例

・藤崎町子ども・子育て会議条例（平成 25 年 9 月 12 日）条例第 18 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、藤崎町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

（所掌事務）

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者

(3) 教育関係者

(4) 保育関係者

(5) 子どもの保護者

(6) その他町長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条 子育て会議の庶務は、住民課において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 13 日条例第 8 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

3. 委員名簿

藤崎町子ども・子育て会議委員名簿

任期:令和7年2月7日から令和9年2月6日まで

番号	氏名	所属・役職等	選出区分	備考
1	工藤 優	小学校長経験者	学識経験者	
2	佐藤 美華	藤崎町主任児童委員	子育て支援関係団体所属者	
3	中田 美央	藤崎町学童クラブ統括責任者	子育て支援関係団体所属者	
4	舘山 廣子	藤崎町母子寡婦福祉会長	子育て支援関係団体所属者	
5	石井 孝	藤崎町教育委員会 生涯学習課長 (放課後子ども総合プラン担当課)	子育て支援関係団体所属者	
6	高木 威	藤崎町立藤崎小学校長	教育関係者	会長
7	棟方 ふみ子	学校法人藤崎キリスト教学園 認定こども園藤崎幼稚園長	教育関係者	
8	三浦 真紀子	社会福祉法人伸栄会 藤崎保育所長 (地域子育て支援センター)	保育関係者	
9	工藤 勝	社会福祉法人つくし会 認定こども園ときわこども園長	保育関係者	
10	佐々木 貴茂	社会福祉法人しらかば会 認定こども園ふじこども園長	保育関係者	
11	瓜田 梓	藤崎町連合PTA代表 藤崎町連合PTA会長	こどもの保護者	
12	水谷 友香	青森県社会福祉協議会 中南地域総合相談窓口	こどもの保護者	副会長
13	高谷 和也	一般社団法人コミュニティ・ベストはれば れ代表理事 (障害福祉サービス事業者)	こどもの保護者	

※令和7年12月26日現在

青森県藤崎町
ふじさきこどもプラン

令和8年3月 発行

発行者 藤崎町
編集 住民課子育て支援係

〒038-3803 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

電話：0172-75-3111(代表)

FAX：0172-75-2515

町ホームページ： <https://www.town.fujisaki.lg.jp/>